

階上町地域防災計画

— 資 料 編 —

(令和2年3月修正)

階上町防災会議

目次

1	防災関係機関及び関係条例等	20001
1-1	防災関係機関の電話番号・所在地一覧表	20001
1-2	階上町防災会議委員名簿	20004
1-3	町内関係団体等	20006
1-4	自主防災組織	20007
1-5	階上町附属機関に関する条例	20009
1-6	階上町災害対策本部条例	20012
2	災害救助法関係	20013
2-1	災害救助法の適用基準	20013
2-2	災害救助法適用以外の災害援護の取扱要綱（青森県）	20017
2-3	「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表	20018
3	相互応援協定等	20022
3-1	青森県消防相互応援協定書	20022
3-2	大規模災害時の青森県市町村相互応援に関する協定	20027
3-3	災害時の医療救護活動に関する協定	20032
3-4	大規模災害時における八戸・久慈・二戸の三圏域に係る市町村相互応援に関する協定書	20034
3-5	相互応援協定書	20043
3-6	洋野町・階上町消防相互応援協定書	20045
3-7	災害時における復旧活動の協力に関する協定書	20048
3-8	災害復旧時の協力に関する協定書	20050
3-9	災害時の通信設備復旧等の協力に関する協定書	20052
3-10	災害時の情報交換に関する協定	20055
3-11	災害時における石油燃料の優先供給に関する協定書	20056
3-12	災害時におけるボランティア活動等に関する協定書	20059
3-13	その他の災害時支援協定締結一覧	20061
4	災害危険箇所	20064
4-1	町内災害危険箇所等	20064
5	消防・水防	20078
5-1	災害対策用施設・設備等の現況	20078
5-2	消防団組織図	20082
6	情報の収集・伝達	20083

6-1	町有無線設備	20083
6-2	青森県防災情報ネットワーク	20089
7	危険物	20091
7-1	町内の危険物施設等	20091
8	避難収容	20094
8-1	指定避難所等	20094
9	医療救護	20100
9-1	町内医療機関	20100
10	緊急輸送	20101
10-1	ヘリコプター発着場所	20101
11	調達・供給	20102
11-1	調達物資の集積場所	20102
11-2	炊き出し実施場所	20103
12	廃棄物	20104
12-1	ごみ・し尿処理施設	20104
13	文教	20105
13-1	学校施設の状況及び代替予定施設	20105
14	その他	20106
14-1	災害の記録	20106

1 防災関係機関及び関係条例等

1-1 防災関係機関の電話番号・所在地一覧表

機 関 名	所在地（住所）	電 話 番 号 (F A X番号)	災害時における 連絡の窓口
青森県庁	青森市長島一丁目1番1号	017-734-9088 017-734-9089	防災危機管理課
階上町役場	階上町大字道仏字天当平1番地87	(代) 88-2111	総務課
八戸消防本部	八戸市田向五丁目1番1号	(代)44-2131 (直) 44-2134	警防課
八戸警察署	八戸市城下一丁目16番25号	(代) 43-4141	警備課
三八地域県民局地域健康福祉部	八戸市大字尻内町字鴨田7番地	(代)(保)27-5111 (直)(福)27-4435	保健総室指導予防課・福祉総室福祉調整課
三八地域県民局地域整備部	八戸市大字尻内町字鴨田7番地	(代) 27-5111 (直) 27-5151 ～2	企画整備課
三八地域県民局地域農林水産部	八戸市大字尻内町字鴨田7番地	(代) 27-5111 (直) 27-4024	指導調整課
三八教育事務所	八戸市大字尻内町字鴨田7番地	(代) 27-5111 (直) 27-4521	総務課
三八地方漁港漁場整備事務所	八戸市大字河原木字北沼1番地131	21-1077	建設課
三八上北森林管理署 田子森林事務所	田子町大字田子字釜淵平48番地1	0179-32-3311	
東北農政局青森拠点 八戸駐在所	八戸市大字長苗代字狐田45番3号	29-2113	
八戸海上保安部	八戸市築港街二丁目16番	33-1221 33-4999	警備救難課
青森地方气象台	青森市花園一丁目17番19号	017-741-7412	
東北運輸局 青森運輸支局八戸 海事事務所	八戸市築港街二丁目16番	(代) 33-0718	
東北総合通信局	仙台市青葉区本町三丁目2番23号	022-221-0684	陸上課
八戸労働基準監督署	八戸市根城九丁目13番9号	46-3311	安全衛生課

八戸公共職業安定所	八戸市沼館四丁目7番120号	22-8609	庶務課
東北地方整備局青森河川国道事務所八戸国道出張所	八戸市下長一丁目5番4号	28-1613	管理係
八戸圏域水道企業団	八戸市南白山台一丁目11番1号	70-7000	総務課
八戸郵便局	八戸市城下四丁目25番9号	22-3624	総務課
陸上自衛隊 第9師団八戸駐屯地	八戸市大字市川町字桔梗野官地	(代) 28-3111	
海上自衛隊 第2航空群	八戸市大字河原木字八太郎山官地	(代) 28-3011	
航空自衛隊 北部航空方面隊	三沢市後久保125番地7	0176-53-4121	
日本たばこ産業株式会社八戸営業所	八戸市城下二丁目3番9号	(代) 45-5711	事務課
JR東日本八戸駅	八戸市大字尻内町字館田2番地2	27-2018	
東日本電信電話株式会社 八戸営業支店	八戸市柏崎四丁目7番24号	45-2300	
日本赤十字社県支部 (八戸赤十字病院)	八戸市大字田面木字中明戸2番地	(代) 27-3111	
東北電力株式会社 八戸電力センター	八戸市大字堤町11番地2	(代) 43-5612	
日本放送協会 八戸支局	八戸市大字堤町4番地7	(代) 43-9211	報道室
青森放送株式会社八戸支社	八戸市根城五丁目5番27号	(代) 43-5161	業務部
株式会社青森テレビ 八戸支社	八戸市大字長苗代字二日市10番地3	(代) 70-1177	
青森朝日放送株式会社八戸支社	八戸市十三日町1番地	(代) 47-2111	
(社)八戸市医師会	八戸市青葉二丁目17番4号	43-3954	時間外 45-6321
岩手県北自動車株式会社南部支社	八戸市大字是川字ニツ家屋6番地79	44-5151	

八戸市交通部	八戸市大字新井田字小久保頭4番地1	(代) 25-5141	
階上町商工会	階上町大字道仏字天当平1番地129	88-2045	
八戸農業協同組合 階上支店	階上町蒼前東一丁目9番地805	88-2221	
三八地方森林組合	五戸町大字浅水字陣場92番地2	67-2003	
階上漁業協同組合	階上町大字道仏字榊山5番地61	89-2111	

1-2 階上町防災会議委員名簿

番号	職 名	所 在 地	電話番号	指定機関等	郵便番号
1	階上町長	階上町大字道仏字天 当平1番地87	0178-88- 2111	町長	039-1201
2	東北地方整備局青森 河川国道事務所八戸 国道出張所長	八戸市下長一丁目5 番4号	0178-28- 1613	指定地方行 政機関	039-1164
3	第二管区海上保安本 部八戸海上保安部長	八戸市築港街二丁目 16番	0178-33- 1222	指定地方行 政機関	031-0831
4	八戸警察署長	八戸市城下一丁目1 6番25号	0178-43- 4141	県警察官	031-0072
5	三八地域県民局地域 整備部長	八戸市大字尻内町字 鴨田7番地	0178-27- 5111	県知事部内 の職員	039-1101
6	三八地域県民局地域 健康福祉部長	八戸市大字尻内町字 鴨田7番地	0178-27- 5111		039-1101
7	八戸消防本部八戸東 消防署長	八戸市大字白銀町字 左新井田道26番地1	0178-33- 0323	消防機関職 員	031-0822
8	階上町消防団長	階上町大字道仏字天 当平1番地87（階上 町総務課）	0178-88- 2873（階上 町総務課）	消防団長	039-1201
9	八戸圏域水道企業団 副企業長	八戸市南白山台一丁 目11番1号	0178-70- 7000	水道機関職 員	039-1112
10	東北電力株式会社八 戸電力センター所長	八戸市大字堤町11番 地2	0178-43- 5612	指定地方公 共機関	031-8550
11	東日本電信電話株式 会社青森支店長	青森市橋本二丁目1 番6号	017-774- 9455		030-8513
12	階上町副町長	階上町大字道仏字天 当平1番地87	0178-88- 2111	副町長	039-1201
13	階上町教育長	階上町大字道仏字天 当平1番地87	0178-88- 2495	教育長	039-1201
14	階上町総務課長	階上町大字道仏字天 当平1番地87	0178-88- 2873	町長部内職 員	039-1201
15	階上町総合政策課長	階上町大字道仏字天 当平1番地87	0178-88- 2113		039-1201
16	階上町税務課長	階上町大字道仏字天 当平1番地87	0178-88- 2114		039-1201

17	階上町町民生活課長	階上町大字道仏字天 当平1番地87	0178-88- 2119		039-1201
18	階上町健康福祉課長	階上町大字道仏字天 当平1番地87	0178-88- 2115		039-1201
19	階上町産業振興課長	階上町大字道仏字天 当平1番地87	0178-88- 2116		039-1201
20	階上町建設課長	階上町大字道仏字天 当平1番地87	0178-88- 2118		039-1201

1-3 町内関係団体等

(平成30年10月1日現在)

団体名		備考
階上町連合婦人会		
階上町赤十字奉仕団		
行政区等	石鉢行政区	
	蒼前行政区	
	野場中行政区	
	角柄折町内会	
	金山沢行政区	
	田代地区会	
	晴山沢地区会	
	平内行政区	
	鳥屋部町内会	
	赤保内町内会	
	耳ヶ吠西町内会	
	耳ヶ吠東町内会	
	荒谷行政区	
	大蛇町内会	
	追越地区町内会	
	榊町内会	
駅前町内会		
道仏行政区会		
小舟渡行政区		

1-4 自主防災組織

(1) 地域自主防災組織 (平成30年10月1日現在)

No.	名 称	設立年月日
1	石鉢行政区自主防災会	平成22年4月5日
2	蒼前地区自主防災会	平成23年4月1日
3	野場中地区自主防災会	平成21年4月1日
4	角柄折地区自主防災会	平成22年7月20日
5	金山沢行政区自主防災会	平成22年3月28日
6	田代地区自主防災会	平成22年4月1日
7	晴山沢地区自主防災会	平成23年4月1日
8	平内地区自主防災会	平成20年4月1日
9	鳥屋部地区自主防災会	平成22年4月1日
10	赤保内行政区自主防災会	平成21年4月1日
11	耳ヶ吠西行政区自主防災組織	平成20年11月27日
12	耳ヶ吠東行政区自主防災会	平成21年4月1日
13	荒谷行政区自主防災会	平成23年10月16日
14	大蛇自主防災会	平成21年4月1日
15	追越地区自主防災会	平成23年10月2日
16	榊行政区自主防災組織	平成21年6月10日
17	階上駅前地区自主防災会	平成22年4月1日
18	道仏地区自主防災会	平成22年8月11日
19	小舟渡地域自主防災会	平成22年4月1日

※自主防災組織間の連携を高め、地域の防災体制を強化するため、平成26年9月24日に階上町自主防災組織連絡協議会を設立。

(2) 女性消防クラブ (平成30年10月1日現在)

No.	名 称	設立年月日
1	田代女性消防クラブ	昭和55年5月1日
2	金山沢女性消防クラブ	平成6年9月1日
3	赤保内女性消防クラブ	平成6年9月1日
4	小舟渡女性消防クラブ	平成6年9月1日
5	石鉢地区女性消防クラブ	平成14年10月20日
6	大蛇地区女性消防クラブ	平成16年1月11日

(3) 少年消防クラブ (平成30年10月1日現在)

No.	名 称	設立年月日
1	小舟渡少年消防クラブ	平成 22 年 12 月 24 日
2	大蛇少年消防クラブ	平成 22 年 12 月 24 日
3	道仏少年消防クラブ	平成 27 年 12 月 24 日

(4) 中学・高校消防クラブ (平成30年10月1日現在)

No.	名 称	設立年月日
1	道仏中学校消防クラブ	平成 30 年 7 月 19 日

1-5 階上町附属機関に関する条例(平成22年階上町条例第2号)

改正 平成23年6月15日条例第12号、平成23年9月9日条例第18号、平成25年6月14日条例第20号
平成25年11月29日条例第26号、平成27年3月12日第3号、平成27年3月13日条例第14号
平成28年3月10日条例第1号、平成28年3月10日条例第7号、平成28年4月1日条例第15号
平成28年12月13日条例第19号、平成29年3月10日条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、法律その他別に定めがあるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく附属機関のうち、条例で設置する町長その他の執行機関の附属機関について、その設置、名称、担任する事項及び委員の構成等に関し必要な事項を定めるものとする。

(附属機関の組織等)

第2条 町長その他の執行機関に別表に掲げる附属機関を設置し、当該附属機関において担任する事項、組織、委員の構成等、定数、任期等は、別表の当該各欄に掲げるとおりとする。

(附属機関の長等)

第3条 会長、委員長又は本部長（以下「会長等」という。）及び副会長、副委員長又は副本部長（以下「副会長等」という。）は、別表の会長等及び副会長等の選任方法欄に掲げる選任方法により選任する。

2 会長等は、当該附属機関の事務を総理し、当該附属機関を代表する。

3 副会長等は、会長等を補佐し、会長等に事故があるとき、又は会長等が欠けたときは、その職務を代理する。

4 会長等及び副会長等とともに事故があるとき、若しくはともに欠けたとき、又は副会長等を置かない附属機関において当該附属機関の会長等に事故があるとき若しくは欠けたときは、会長等があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(任命)

第4条 委員は、別表の委員の構成等の欄に掲げる者のうちから町長その他の執行機関が任命又は委嘱する。

2 委員等に欠員を生じた場合の補欠の委員等の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 附属機関の会議は、必要に応じて会長等が招集する。ただし、附属機関設置後最初の会議又は会長等及び副会長等が不在の場合その他特別の場合の会議は、必要に応じて当該附属機関が属する町長その他の執行機関が招集する。

2 会長等は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

4 会議の議決は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(資料提出の要求等)

第6条 会長等は、必要があるときは、関係者に対し説明その他必要な協力を求めることができる。

(臨時委員等の設置)

第7条 附属機関に、特別の事項の審議、専門事項についての調査、検査及び資料の収集又は助言等のため必要があるときは、臨時委員、専門委員又はアドバイザー（以下「臨時委員等」という。）を置くことができる。

2 前項の臨時委員等は、当該附属機関の属する執行機関が任命する。

(守秘義務)

第8条 委員及び臨時委員等は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年階上町条例第12号)

この条例は、平成23年7月1日から施行する。

附 則(平成23年階上町条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年階上町条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年階上町条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年階上町条例第3号)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年階上町条例第14号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年階上町条例第1号)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年階上町条例第7号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年階上町条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年階上町条例第19号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成29年階上町条例第1号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

別表(第2条、第3条、第4条関係) <抜粋>

附属機関 の属する 執行機関	附属機関	担任する事項	組織	委員の構成等	定数	任期	会長等及び副 会長等の選任 方法
町長	階上町防 災会議	災害対策基本法(昭和36 年法律第223号)第16条 第1項に定める事項	会長 委員	災害対策基本 法の規定によ る者	20人 以内	2年	災害対策基本 法の規定によ る。

1-6 階上町災害対策本部条例 (昭和37年9月27日 条例第18号

改正 昭和55年5月28日条例第12号、平成8年3月22日条例第1号、平成17年3月23日条例第9号、
平成24年6月27日条例第20号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第7項の規定に基づき、階上町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき、災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他職員を置く。

2 現地対策本部長には、災害対策副本部長又は本部員のうちから災害対策本部長が指名する者をもつて充てる。

3 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第5条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和37年10月1日から施行する。

附 則（昭和55年階上町条例第12号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年階上町条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年階上町条例第9号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年階上町条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

2 災害救助法関係

2-1 災害救助法の適用基準

(1) 適用基準の内容

本法による救助は、市町村の区域単位に、原則として同一原因の災害による市町村の被害が一定の程度に達した場合で、かつ、被災者が現に救助を要する状態にあるときに行われるものである。

ア 原則として同一の原因による災害によるものであること。

イ 本法による救助の要否は、市町村の区域単位に判定するものであること。

ウ 市町村の区域を単位とする被害が次の（ア）、（イ）に該当するものであること。

（ア）市町村の区域内の世帯の住家の滅失した数が次のいずれか（A・B・C・D）に該当する場合

A 住家が滅失した世帯の数が当該市町村の区域内の人口に応じ、次の世帯数以上であること。

（令第1条第1項第1号）

（令別表第1）

市町村の区域内の人口		住家滅失世帯数
5,000人未満		30世帯
5,000人以上	15,000人未満	40世帯
15,000人以上	30,000人未満	50世帯
30,000人以上	50,000人未満	60世帯
50,000人以上	100,000人未満	80世帯
100,000人以上	300,000人未満	100世帯
300,000人以上		150世帯

B 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ、それぞれ次の令別表第2に示す数以上であって当該市町村の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ、それぞれ次の令別表第3に示す数以上であること。

（令第1条第1項第2号）

（令別表第2）

都道府県の区域内の人口		住家滅失世帯数
1,000,000人未満		1,000世帯
1,000,000人以上	2,000,000人未満	1,500世帯
2,000,000人以上	3,000,000人未満	2,000世帯
3,000,000人以上		2,500世帯

(令別表第3)

市町村の区域内の人口		住家減失世帯数
5,000人未満		15世帯
5,000人以上	15,000人未満	20世帯
15,000人以上	30,000人未満	25世帯
30,000人以上	50,000人未満	30世帯
50,000人以上	100,000人未満	40世帯
100,000人以上	300,000人未満	50世帯
300,000人以上		75世帯

C 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ次の表に示す数以上であって、当該市町村の区域内の被害世帯数が多数であること。

(令第1条第1項第3号前段)

(令別表第4)

都道府県の区域内の人口		住家減失世帯数
1,000,000人未満		5,000世帯
1,000,000人以上	2,000,000人未満	7,000世帯
2,000,000人以上	3,000,000人未満	9,000世帯
3,000,000人以上		12,000世帯

D 災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする厚生労働省で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること。

(令第1条第1項第3号後段)

a 被災者の救助を著しく困難とする特別の事情がある場合であること。

このような例として次のようなものがある。

(a) 被害世帯を含む被害地域が他の集落から隔離又は孤立している等のため生活必需品等の補給が極めて困難な場合で、被災者の救助に特殊の補給方法を必要とするものであること。

(b) 有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため、被災者の救助が極めて困難であり、そのため特殊の技術を必要とするものであること。

※ 災害にかかった者について、食品の給与等に特殊な補給方法を必要とし、又は救出に特殊な技術を必要とすること。(基準省令第1条)

b 多数の世帯の住家が滅失したものであること。

(イ) 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、厚生労働省で定める基準に該当すること。(令第1条第1項第4号)

A 船舶の沈没或いは交通事故により多数の者が死傷した場合

B 交通路の途絶のため多数の登山者等が放置すれば飢餓状態に陥る場合

C 火山爆発又は有毒ガスの発生等のため多数の者が危険にさらされている場合

D 炭鉱爆発事故のため多数の者が死傷した場合

E 群衆の雑踏により多数の者が死傷した場合

F 豪雪により多数の者が危険状態となる場合

豪雪災害に対する本法の適用についての判断基準として次のような状況が考えられる。

a 平年に比して、短期間の異常な降雪及び積雪により住家の倒壊又はその危険性の増大

b 平年、孤立したことの無い集落の交通途絶による孤立化

c 雪崩発生による人命及び住家被害の発生

この災害の事例としては、昭和38年1月及び昭和52年2月の北陸を中心とした日本海側一帯の豪雪がある。前者の時は、青森、福島、新潟、富山、石川、福井、兵庫、鳥取、島根、広島、山口の11県にわたる109市町村に、後者の時は、青森、新潟、長野の3県にわたる36市町村に本法を適用し、避難場所の設置、炊出し、障害物の除去（雪おろし）を実施した。

G 離島であって長期の干害により海上輸送以外の方法で飲料水を確保することができない場合

H 山崩れ、がけ崩れにより多数の住家に被害が生じ、かつ、多数の者が死傷した場合

※① 災害が発生し又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。（基準省令第2条第1号）

※② 災害にかかった者について、食品の給与等に特殊な補給方法を必要とし、又は救出に特殊な技術を必要とすること。（基準省令第2条第2号）

エ 被災者が現に救助を要する状態にあるものであること。

(2) 災害救助法適用基準人口

市町村名	人口 (H30.10.1現在)	全焼 全壊 流失	半焼 半壊	床上浸水	県の被害世帯数 1,500以上に達した 場合
階上町	13,638	40	80	120	20

ア 法適用基準

市町村の区域内の人口	住家滅失世帯数
5,000人未満	30世帯
5,000人以上	40世帯
15,000人以上	50世帯
30,000人以上	60世帯
50,000人以上	80世帯
100,000人以上	100世帯
300,000人以上	150世帯

イ 法外援護適用基準

市町村の区域内の人口		滅 失 世 帯
	2万人未満	20世帯
2万人以上	5万人未満	30世帯
5万人以上	10万人未満	40世帯
10万人以上		50世帯

ウ 滅失世帯算定基準

区 分	算 定 基 準
全 壊、全 焼、流 失	1 世帯
半 壊、半 焼	$\frac{1}{2}$ 世帯
床 上 浸 水	$\frac{1}{3}$ 世帯

(3) 急迫事態における救助の実施

市町村長は、災害の事態が急迫して知事の指揮を待ついとまがないと認めたときは、災害救助法第23条第1項及び第2項に規定する救助の実施に着手することができる。(青森県災害救助法施行細則第1条の2)

2-2 災害救助法適用以外の災害援護の取扱要綱（青森県）

（昭和53年8月17日改正）

1 目的

災害救助法の適用に至らない災害が、県内の市町村に発生したときは、この要綱により応急的に被災者を援護することを目的とする。

2 適用基準

(1) この要綱による援護は、災害のため住家の全壊、全焼、流失又は半壊、半焼、床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。）により被災世帯が次の世帯数以上に達したときに行うものとする。

ただし、住家の半壊、半焼した場合の世帯は、2分の1世帯、床上浸水した場合の世帯は、3分の1世帯とみなす。

人	口	被災世帯数
2万人未満		20世帯以上
2万人以上	5万人未満	30世帯以上
5万人以上	10万人未満	40世帯以上
10万人以上		50世帯以上

(2) (1)の基準に達しない場合であっても零細な困窮世帯あるいは、要保護世帯であって、特にその応急の援護が必要と認められる場合。

3 援護の基準

この要綱による被災世帯に対する援護は、被服、寝具等を給与することとし、援護の基準は、災害救助法施行細則（昭和30年4月19日青森県規則第40号）第2条第1項に定める別表第1の三の3の基準とする。

4 援護物資

給与する物資は、災害援護用物資をもってこれにあてる。

附 則

この要綱は、昭和53年8月17日から適用する。

（参考）

災害救助法施行細則第2条第1項に定める別表第1の三の3の基準は、災害救助法適用時の被服、寝具等の給与基準である。

2-3 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表

(平成29年4月1日現在)

救助の種類	対 象	支出できる費用	費用の限度額	期 間	備 考
避難所	現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者を収容する	設置、維持及び管理のための経費 1 作業員賃金 2 消耗器材費 3 建物等の使用謝金 4 燃料費 5 仮設便所等の設置費	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 300円以内 (加算額) 冬期(10月～3月)については、別に定める額を加算する。高齢者等については、通常の実費を加算する。	災害発生の日から7日以内	1 避難所設置費には天幕借上、仮設便所設置費等一切の経費を含むものとする 2 輸送費は別途計上
応急仮設住宅	住家が全焼、全壊又は流失し居住する住家がない者であって自らの賃金では住宅を得ることができない者(世帯単位)	設置戸数 市町村ごとに全焼(壊)又は流失した世帯の3割以内(整地費、建築費、附帯工事費、作業員賃金、輸送費、建築の事務費)	1戸当たり29.7㎡を基準とし、2,404,000円以内とする。	災害発生の日から20日以内着工	供与期間2年以内
炊き出し、その他食品の給与	1 避難所に収容された者 2 全半壊(焼)、流失、床上浸水等で炊事のできない者 3 床下浸水で自宅において炊事不可能な者	主食費、副食費、燃料費、雑費(器物の使用謝金、消耗品の購入費)	1人1日当たり 1,010円以内被災地から縁故先(遠隔地)等に一時避難する場合は3日以内分 (大人・小人の差別なし)	災害発生の日から7日以内	
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること)	ろ水器その他給水に必要な機械、器具の借上費、修繕費及び燃料費、浄水用の薬品及び資材費	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、作業員賃金は、別途計上
被服、寝具その他生活必需品の給(貸)与	1 全半壊(焼)、流失、床上浸水、船舶の遭難等により、生活必需品をそう失し、直ちに日常生活を営むことが困難な者 2 死亡者、転出者は除く	被害の実情に応じ 1 被服、寝具及び身の回り品 2 日用品 3 炊事用具 4 光熱材料	1 夏期(4月～9月)、冬期(10月～3月)の区分は災害発生の日をもって決定する 2 後掲表に掲げる金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	備蓄物資の価格は当該地域の時価により現物給付に限ること
医 療	災害により医療の途を失った者(応急的に処理する)	1 診 察 2 薬剤又は治療材料の支給 3 処置、手術その他の治療及び施術 4 病院又は診療所への収容 5 看 護	救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具修繕費等の実施 病院、診療所又は施術者 国民健康保険の診療報酬又は療養費の額以内	災害発生の日から14日以内	(医療機関による場合)救護班では治療できない重症の患者等がある場合又は救護班の活動能力の限界以上に患者がある場合若しくは救護班が到着しない場合に限る

救助の種類	対 象	支出できる費用	費用の限度額	期 間	備 考
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であつて災害のため助産の途を失つた者(死産、流産を含む)	助産の範囲 1 分べんの介助 2 分べん前、分べん後の処置 3 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料	1 救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は慣行料金の8割以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は別途計上
災害にかかった者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明の状態にある者	舟艇その他救出のための機械器具等の借上費、修繕費及び燃料費	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う(輸送作業員賃金は、別途計上)
災害にかかった住宅の応急修理	住家が半壊(焼)し、自らの資力により応急処理をすることができない者「世帯単位」(さしあたりの生活に、支障がない場合を除く)	1 居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 2 修理用原材料費、労務費、材料輸送費、工事事務費	1 世帯当たり 520,000円以内	災害発生の日から1か月以内	1 実情に応じ市町村相互間において対象数の融通ができる 2 各世帯ごとに限度額以内
生業に必要な資金の貸与	1 住家が全壊(焼)又は流出し、生業の手段を失つた世帯 2 確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者	機械器具又は資材購入費	1 生業費 1 世帯当たり 30,000円以内 2 就職支度費 1 世帯当たり 15,000円以内	災害発生の日から1か月以内	貸与は2年で無利子。連帯保証人は1人以上。
学用品の給与	住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水により学用品をそう失又はき損し就学上支障のある小学校児童、中学生生徒(盲学校、ろう学校、養護学校の小学部児童及び中学部生徒)及び高等学校等生徒	1 教科書(教材を含む) 2 文房具 3 通学用品	1 教科書代 小学校児童及び中学生生徒 教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届出又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費 2 文房具及び通学用品 小学生 1人当たり 4,100円 中学生 1人当たり 4,400円 高校生等 1人当たり 4,800円	災害発生の日から教科書1か月以内文房具・通学用品15日以内	1 各人ごとに限度額以内 2 備蓄物資は時価評価 3 入進学時の場合は個々の実情に応じ支給する
埋 葬	1 災害の際死亡した者 2 実際に埋葬を実施する者に支給	1 棺(付属品を含む) 2 埋葬又は火葬(作業員賃金を含む) 3 骨壺及び骨箱	1体当たり 大人(12歳以上) 199,000円以内 小人(12歳未満) 159,200円以内	災害発生の日から10日以内	
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	捜索のための機械器具等の借上費、修繕費及び燃料費	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	輸送費、作業員賃金は、別途計上

救助の種類	対 象	支出できる費用	費用の限度額	期 間	備 考
死体の処理	災害に際し死亡した者の死体に関する処理	1 洗浄、縫合、消毒 2 一時保存 3 検 案	1 1体当たり 3,300円以内 2 既存建物利用 通常の実費 野外仮設の場合 1体当たり 5,000円以内 3 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班によること 2 輸送費、作業員賃金は、別途計上
障害物の除去	1 自分では除去することのできない者 2 居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活上支障を来す場合 3 半壊、床上浸水の世帯数の1割5分以内	除去に必要な機械器具等の借上賃、輸送費及び作業員賃金	1世帯当たり 137,500円以内	災害発生の日から10日以内	1 実情に応じ市町村相互間において対象者数の融通ができる 2 1世帯ごとに限度額以内
輸送費及び作業員賃金	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分		当該地域における通常の実費	救助の種類ごとの実費が認められる期間以内	
実 費 弁 償	・災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者		(日当1人1日当たり) ・医師、歯科医師 23,700円以内 ・薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、歯科衛生士 15,800円以内 ・保健師、助産師、看護師、准看護師 15,900円以内 ・救急救命士 14,400円以内 ・土木技術者、建築技術者 16,100円以内 ・大工 23,400円以内 ・左官 23,600円以内 ・とび職 21,900円以内	救助の実施が認められる期間以内	・時間外勤務手当及び旅費は別に定める額
	・災害救助法施行令第10条第5号から第10号までに規定する者		・業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその100分の3の額を加算した額以内		

※ 費用の限度額については、毎年度改正が行われるので留意すること。

表（別表の被服寝具その他生活必需品の給（貸）与の費用の限度額）

区 分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増 すごとに
全壊 (焼) 流失	夏(4月～9月)	17,500円	22,600円	33,300円	39,900円	50,500円	7,400円
	冬(10月～3月)	29,000円	37,500円	52,300円	61,300円	77,000円	10,500円
半壊 (焼) 床上 浸水	夏(4月～9月)	5,700円	7,700円	11,600円	14,000円	17,700円	2,400円
	冬(10月～3月)	9,200円	12,200円	17,100円	20,300円	25,800円	3,300円

3 相互応援協定等

3-1 青森県消防相互応援協定書 (平成28年3月1日)

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第39条の規定に基づき、青森県内（以下「県内」という。）において大規模な災害等が発生した場合に、県内の応援隊（以下「応援隊」という。）を編成し、相互の消防力を活用して災害による被害を最小限に防止することを目的として、県内の市町村及び消防事務に関する一部事務組合（以下「市町村等」という。）の消防相互応援について必要な事項を定める。

(対象災害)

第2条 この協定は、次に掲げる災害のうち応援活動を必要とするものを対象とする。

- (1) 大規模な地震又は風水害等の自然災害
- (2) 林野火災、高層建築物火災又は危険物施設等の大規模な火災
- (3) 武力攻撃による災害
- (4) 放射性物質、生物剤又は化学剤による災害
- (5) 航空機、船舶又は列車事故等の集団救急救助事故
- (6) 前各号に掲げるもののほか、火災等の災害又は救急救助業務を必要とする事故のうち応援が必要と判断されるもの。

(応援及び区域)

第3条 この協定に基づく消防の応援は、法第9条に規定する消防機関によるものとし、応援の区域は県内全域とする。

ただし、消防団の応援については、地域の実情に応じて行い、その出動については消防長又は消防署長の命令によるものとし、この協定は経費負担に関する事項を除き、適用しない。

(地域ブロックの区分及び代表消防機関等)

第4条 この協定の区域は、次に掲げる地域ブロックに区分する。

- (1) 青森地域ブロック
青森地域広域事務組合消防本部管内、北部上北広域事務組合消防本部管内、
下北地域広域行政事務組合消防本部管内
- (2) 弘前地域ブロック
弘前地区消防事務組合消防本部管内、五所川原地区消防事務組合消防本部管内、

つがる市消防本部管内、鱒ヶ沢地区消防事務組合消防本部管内

(3) 八戸地域ブロック

八戸消防本部管内、十和田地域広域事務組合消防本部

管内、三沢市消防本部管内、中部上北広域事業組合消防本部管内

2 この協定による相互応援を円滑に実施するため、代表消防機関、代表消防機関代行及び地域ブロック代表消防機関を次のとおり定める。

なお、代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合においては、代表消防機関代行がその任務を代行するものとする。

(1) 代表消防機関

青森地域広域事務組合消防本部

(2) 代表消防機関代行

ア 弘前地区消防事務組合消防本部

イ 八戸消防本部

(3) 地域ブロック代表消防機関

ア 青森地域ブロック：青森地域広域事務組合消防本部

イ 弘前地域ブロック：弘前地区消防事務組合消防本部

ウ 八戸地域ブロック：八戸消防本部

(応援隊の登録)

第5条 各市町村等は、応援出動が可能な消防隊等をあらかじめ登録するものとする。

(報告及び連絡調整等)

第6条 第2条に規定する災害が発生した市町村等の長は、代表消防機関及び県防災消防課に対して災害の状況について報告し、消防応援活動に関する必要な連絡調整及び支援等を求めるものとする。

(応援要請)

第7条 この協定に基づく応援要請は、第2条に規定する災害が発生した被災地の市町村等の長（以下「受援側の長」という。）が、当該被災地の市町村等の消防力を考慮して消防の応援が必要であると判断した場合は、次に掲げる区分により、他の市町村等の長（以下「応援側の長」という。）に対し、代表消防機関を通じて、応援要請を行うものとする。

(1) 第1要請

同一地域ブロック内の市町村等に対する応援要請

(2) 第2要請

他地域ブロックの市町村等に対する応援要請

(3) 第3要請

県内全域の市町村等に対する応援要請

2 代表消防機関は、前項に規定する応援要請があった場合には、県防災消防課に対して必要な事項を報告するとともに、受援側の長と応援隊編成等の調整を行うものとする。

3 応援側の長は、第2条に規定する災害が発生したことが明らかな場合において、受援側

の長と連絡が取れないとき又は第1項の要請を待ついとまがないと認められるときは、同項の要請を待たず応援隊等を出動させることができる。

- 4 前項の規定により応援を行おうとする応援側の長は、属する地域ブロック代表消防機関及び代表消防機関と応援出動に関する必要な事項について、十分な連絡調整を行った後に出動するものとする。

(応援出動準備体制)

第8条 各市町村等は、災害の規模に照らし出動が予想される場合には、速やかに管内の被害状況を確認後、応援隊としての出動の可否を代表消防機関及び地域ブロック代表消防機関に報告するとともに、出動の準備を行う。

(応援隊の派遣等)

第9条 応援要請を受けた応援側の長は、応援側の市町村等の消防力に支障が生じるなど特別な理由がない場合のほか、応援隊を出動させるものとする。

- 2 応援側の長は、第7条の規定により、応援隊を派遣する場合、属する地域ブロック代表消防機関を通じて代表消防機関に対して、出動隊数、出動隊員数、無線の呼称等必要な事項について、報告するものとする。

- 3 代表消防機関の長は、応援隊の派遣が決定した場合は、速やかに受援側の長に対してその旨を連絡し、併せて県防災消防課に報告するものとする。

- 4 県防災消防課は応援隊の派遣が決定した場合には、災害の概要、応援隊派遣規模等を消防庁へ報告するものとする。

- 5 応援側の長は、応援隊を派遣することができない場合は、その旨を速やかに属する地域ブロック代表消防機関を通じて代表消防機関に報告するものとする。

(先遣隊の派遣)

第10条 先遣隊は、後続する応援隊の円滑な活動に資する情報の収集及び提供を行うことを任務とし、応援隊出動決定後、原則として受援側の長の属する消防本部へ迅速に先遣出動するものとする。

(応援隊の指揮)

第11条 応援出動した応援隊は、法第47条の規定に基づき受援側の長の指揮の下に行動するものとする。

(指揮体制)

第12条 県大隊長は代表消防機関の職員をもってこれに充てる。県大隊長は原則として被災地消防本部において、受援側の長の指揮の下、応援隊を統括し活動の管理を行うものとする。

- 2 地域ブロック代表消防機関の指揮隊長又は、県大隊長から指名された消防機関の指揮隊長は、受援側の長の指揮の下、県大隊長の管理の下で応援隊の活動の指揮を行うものとする。

(応援隊の引揚げ)

第13条 受援側の長は、応援隊の活動報告及び市町村災害対策本部の調整結果等を総合的に

勘案し、当該市町村の区域内における応援隊の活動終了を判断するものとし、県大隊長、代表消防機関及び県防災消防課に電話及びファクシミリ等により速やかに連絡するものとする。

(経費の負担)

第14条 応援に要した経費については、法令等に定めのある場合を除き、次によるものとする。

(1) 受援側の負担

- ア 現地における車両及び機械器具の燃料費
- イ 宿泊費及び食糧費
- ウ 化学消火薬剤等の資機材費
- エ 現場活動中に第三者に与えた損害の賠償費等

ただし、応援側の重大な過失等に基づく損害賠償に要する経費は除く。

(2) 応援側の負担

- ア 車両及び機械器具の燃料費（現地における補給燃料を除く。）
- イ 車両及び機械器具の修理費
- ウ 旅費及び出動手当等の人件費
- エ 公務災害補償に要する経費
- オ 受援側との間の移動中、第三者に与えた損害の賠償費等

(3) 前2号以外に係る経費は、当事者間において協議し、決定するものとする。

(4) 経費負担について、疑義が生じた場合は、関係する市町村等において協議の上、決定するものとする。

(5) 応援側の長は、受援側の負担とされる経費を受援側の長に直接請求するものとする。

(他協定との関係)

第15条 この協定は、市町村等の長が、法第39条に基づき締結している消防の相互応援に関する他の協定を妨げるものではない。

(連絡会議)

第16条 協定事務の円滑な推進を図るため、消防機関及び県防災消防課において連絡会議を開催することができる。

なお、連絡会議は概ね次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 消防相互応援に関すること。
- (2) 市町村等の消防現勢、消防事象、特殊災害の資料等の交換に関すること。
- (3) 市町村等間の消防訓練に関すること。
- (4) 警防技術に関すること。
- (5) 消防用資機材の開発及び研究資料の交換等に関すること。
- (6) その他必要な事項

(委任)

第17条 この協定の実施に関し必要な事項は、各消防本部の消防長が協議決定するものとする。

(協定市町村等の変更に伴う取扱い)

第18条 市町村の合併、消防の広域化等により協定市町村等に変更が生じた場合、当該変更後に消防を継承した協定市町村等については、特段の申出がない限り、この協定を引き続き締結しているものとして取り扱うものとする。

(疑義の協議)

第19条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、協定市町村等の長が協議の上、決定するものとする。

この協定を証するため本書49通を作成し、記名押印の上、各1通を保有するものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成28年3月1日から施行する。
- 2 平成5年2月25日締結の「青森県消防相互応援協定」は、平成28年2月29日付けをもって廃止する。

記名・押印〔略〕

3-2 大規模災害時の青森県市町村相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、青森県内のいずれかの市町村で地震等による大規模災害が発生した場合において、被災市町村が他の市町村に対し応援を要請する際の手続その他災害時の相互応援に関し必要な事項を定めるものとする。

(応援地区の設置)

第2条 青森県内を別表第1のとおり6つの応援地区に分け、原則として応援地区を単位として被災市町村からの応援要請に応じるものとする。

2 前項の応援地区ごとに応援調整市及び代理応援調整市町を置き、被災市町村はその属する応援地区の応援調整市に対して応援を要請するものとする。ただし、当該応援調整市が被災した場合は、代理応援調整市町へ応援を要請するものとする。

3 応援調整市又は代理応援調整市町が行う応援調整は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 被災市町村との連絡及び情報収集
- (2) 被災市町村が必要とする応援内容の取りまとめ並びに応援地区間の連絡及び物資調整
- (3) 他の応援調整市への応援要請
- (4) 前3号に掲げるもののほか、被災市町村の応援に関し必要な事項

(応援内容)

第3条 被災市町村が要請できる応援の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 応急措置等を行うに当たって必要となる情報の収集及び提供
- (2) 食糧、飲料水、日用品等生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供並びにあっせん
- (3) 被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急措置等に必要となる資機材並びに物資の提供並びにあっせん
- (4) 災害応急活動に必要な車両等の派遣及びあっせん
- (5) 災害応急活動に必要な職員の派遣
- (6) 被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん
- (7) 前各号に定めるもののほか、大規模災害時の応急措置活動で特に必要な事項

(応援要請及び応援の実施)

第4条 被災市町村は、応援調整市に対し次の各号に掲げる事項を明らかにして、口頭、電話連絡等により要請を行うとともに、後日、応援を実施した市町村に対し、速やかに様式第1号により文書を提出するものとする。

- (1) 被害の種類及び状況
- (2) 前条第2号から第4号までに掲げる物の品名、数量等
- (3) 前条第5号に掲げる職員の職種別人員数
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 応援調整市は、前項の要請を受けた場合には直ちに応援地区内の市町村と連絡をとり、応援地区における応援人員、応援物資等を取りまとめ、被災市町村に応援可能数量等を通知する。

3 応援人員、応援物資等の搬送は、応援を実施する市町村が行うものとする。

(他地区への応援要請)

第5条 被災市町村から要請を受けた応援地区のみでは被災市町村の要請に対応できない場合にあっては、応援調整市は、別表第2に定める応援順位に従い、他の応援地区に応援を要請するものとする。

2 応援調整市及び代理応援調整市町が被災した場合は、被災市町村は別表第2に定める応援順位に従い他の応援地区に応援を要請するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、別表第2に定める応援順位に属する地区が災害等により応援実施が困難な場合にあっては、応援調整市は応援調整順位に属さない地区に応援を要請することができるものとする。

(自主応援)

第6条 市町村は、大規模災害が発生したことが明らかな場合で、被災市町村との連絡が取れないとき又は要請を待つ暇がないと認めたときは、第4条の規定にかかわらず、要請を待たずに自主的に応援を行うものとする。

2 前項の規定により、応援を行おうとする市町村は、あらかじめその属する応援地区の応援調整市に応援を実施する旨を通知するものとする。

(応援経費の負担)

第7条 第4条及び前条の規定に基づき実施した応援に要した経費負担については、別段の定めがあるものを除くほか、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 応援側の負担する経費

イ 機械器具等の燃料費(補給燃料を除く。)及び小規模破損の修理費

ロ 応援人員の手当等に関する経費

ハ 応援人員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合の災害補償費及び賞じゅつ金

ニ 応援人員の重大な過失により、第三者に与えた損害賠償費

ホ 応援人員の災害地への出勤又は帰路途上において発生した事故における損害賠償費

(2) 要請側が負担する経費 前号に定める経費以外の経費

2 被災市町村が、前項第2号の経費を支弁する暇がない場合にあっては、応援を実施した市町村に対し費用の一時支払いを要請できるものとする。この場合において、当該経費を負担した市町村は、被災市町村に対し、その償還を請求することができる。

(事務局の設置)

第8条 本協定の運営に関する事務局は青森市に置く。

(担当者及び備蓄状況の報告)

第9条 応援調整市は、毎年度4月末日までに、その属する応援地区内の市町村の本協定に係る担当者及び応援物資等の保有状況を調査の上、様式第2号及び様式第3号により、事務局に報告するものとする。

2 事務局は、前項の報告を受けたときは、これらを取りまとめの上、各応援調整市にその内容を報告するものとし、応援調整市は、当該報告内容をその属する応援地区内の市町村へ報告するものとする。

(協議事項)

第10条 この協定に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、その都度、協議して定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この協定は、平成18年9月29日から施行する。

(大規模災害時の青森県市町村相互応援に関する協定の廃止)

2 大規模災害時の青森県市町村相互応援に関する協定（平成8年1月17日締結）は、廃止する。

この協定の締結を証するため、本協定書を40通作成し、市町村がそれぞれ押印の上、各自1通を所持する。

別表第1（第2条関係）

応援地区名	応援地区に属する市町村	応援調整市	代理応援調整市町
東青地区	青森市、外ヶ浜町、今別町、蓬田村	青森市	外ヶ浜町
中弘南黒地区	弘前市、黒石市、平川市、大鰐町、藤崎町、田舎館村、西目屋村	弘前市	黒石市
西北五地区	五所川原市、つがる市、鱒ヶ沢町、板柳町、鶴田町、中泊町、深浦町	五所川原市	つがる市
上十三地区	十和田市、三沢市、野辺地町、七戸町、東北町、平内町、六戸町、横浜町、六ヶ所村	十和田市	三沢市
下北地区	むつ市、大間町、風間浦村、佐井村、東通村	むつ市	大間町
三八地区	八戸市、おいらせ町、五戸町、三戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村	八戸市	おいらせ町

別表第2（第5条関係）

被災市町村の属する地区	応援地区		
	第1順位	第2順位	第3順位
東青地区	中弘南黒地区	西北五地区	上十三地区
中弘南黒地区	西北五地区	上十三地区	東青地区
西北五地区	東青地区	中弘南黒地区	上十三地区
上十三地区	三八地区	下北地区	中弘南黒地区
下北地区	上十三地区	東青地区	三八地区
三八地区	上十三地区	中弘南黒地区	東青地区

別紙様式（第5条関係）

平成 年 月 日

（応援市町村長） 殿

（応援要請市町村長） 印

大規模災害時の青森県市町村相互応援に関する協定に基づく応援要請について

標記について、下記のとおり応援を要請します。

1 被害の種類及び状況	被害の種類	地震被害、津波被害、風水害、その他（ ）
	被害の状況	
2 協定第5条第2号から第4号までに掲げるものの品名、数量等		
3 協定第5条第5号に掲げるものの職種別人員		
4 応援場所及び応援場所への経路		
5 応援の期間		年 月 日 から 年 月 日 まで
6 その他上記以外に必要な事項		

記名・押印〔略〕

3-3 災害時の医療救護活動に関する協定

階上町（以下「甲」という。）と社団法人八戸市医師会（以下「乙」という。）は、災害が発生した場合の医療救護活動について次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、階上町地域防災計画に基づき甲が行う医療救護に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（医療救護班の派遣）

第2条 甲は、防災計画に基づく医療救護活動を行う必要が生じたときは、乙に対し医療救護班の編成及び派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、直ちに医療救護班を編成し、甲の指定する場所に派遣するものとする。

3 乙は、緊急やむを得ない事情により甲の要請を受ける前に医療救護班を編成し派遣した場合には、速やかに項に報告しその承認を得るものとする。この場合、甲が承認した乙の医療救護班は甲の要請に基づく医療救護班とみなすものとする。

（医療救護班に対する指揮）

第3条 救護班に対する指揮及び医療活動に係る連絡調整は、甲の指定する者が行うものとする。

（医療救護活動）

第4条 乙は、医療救護活動の円滑な実施を図るため、医療救護計画を策定し、これを項に提出するものとする。

2 乙は、医療救護計画を変更したときは、速やかに変更後の医療救護計画を甲に提出するものとする。

（医療救護班の業務）

第5条 医療救護班の業務は次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する応急処置及び医療
- (2) 傷病者の収容医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 被災者の死亡の確認及び死体の検索
- (4) 医療救護活動の記録

（医療救護班の輸送）

第6条 甲は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、医療救護班の輸送について必要な措置を講ずるものとする。

（医薬品等の供給）

第7条 医療救護に使用する医薬品等は、医療救護班が携行するもののほか、甲が供給について必要な措置を講ずるものとする。

(収容医療機関の指定)

第8条 乙は、甲が傷病者の収容医療機関を指定するときは、これに協力するものとする。

(医療費)

第9条 救護所における医療費は無料とする。

2 収容医療機関における医療費は、患者負担とする。

(費用弁償等)

第10条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場足に要する経費は、甲が負担するものとする。

(1) 医療救護班の派遣に要する費用

(2) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費

(3) 医療救護班人が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

(医事紛争の措置)

第11条 救護班が医療救護活動により患者との間に医事紛争が生じたときは、甲乙協議のうえ、双方が誠意をもって紛争解決に努めるものとする。

(隣接医師会との調整)

第12条 乙は、隣接医師会に対し、地域防災計画に基づき甲が行う医療救護が円滑に行われるための協力について、必要な調整に努めるものとする。

(細目)

第13条 この協定に定めのない事項及び協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、有効期間満了の翌日から起算して1年間この協定は延長され、以降同様とする。

この協定を証するため、本書2通作成し、甲乙記名押印し、各自1通を保有する。

平成10年9月3日

記名・押印[省略]

3-4 大規模災害時における八戸・久慈・二戸の三圏域に係る市町村相互応援に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、八戸地域広域市町村圏、久慈地区広域市町村圏及び二戸地区広域市町村圏を構成する市町村で地震等による大規模災害は発生した場合において、被災市町村が他の市町村に対し応援を要請する際の手続きその他災害時の相互応援に関し必要な事項を定めるものとする。

(応援地区の設置)

第2条 各広域市町村圏の応援地区を別表のとおり定め、原則として応援地区を単位として被災市町村からの応援に応じるものとする。

2 前項の応援地区には、それぞれ別表に定める応援調整市及び代理応援調整町を置き、被災市町村は、その属する応援地区の応援調整市に対して応援を要請するものとする。ただし、当該応援調整市が被災した場合は、代理応援調整町へ応援を要請するものとする。

3 応援調整市又は代理応援調整町が行う応援調整は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 被災市町村との連絡及び情報収集
- (2) 被災市町村が必要とする応援内容の取りまとめ並びに応援地区間の連絡及び調整
- (3) 他の応援調整市への応援要請
- (4) 前3号に掲げるもののほか、被災市町村の応援に関し必要な事項

(応援内容)

第3条 被災市町村が要請できる応援の内容は、次の掲げるとおりとする。

- (1) 応援措置等を行うに当たって必要となる情報の収集及び提供
- (2) 食糧、飲料水、日用品等生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供並びにあっせん
- (3) 被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急措置等に必要な資機材並びに物資の提供並びにあっせん
- (4) 災害応急活動に必要な車両等の派遣及びあっせん
- (5) 災害応急活動に必要な職員のアっせん
- (6) 被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん
- (7) 前各号に定めるもののほか、大規模災害時の応急措置活動で特に必要な事項

(応援要請及び応援の実施)

第4条 被災市町村は、応援調整市(第2条第2項ただし書きに該当する場合は、代理応援調整町。以下この条、第5条及び第6条において同じ。)に対し次に掲げる事項を明らかにして、口頭、電話連絡等により要請を行うとともに、後日、応援を実施した市町村に対し、速やかに様式第1号による文書を提出するものとする。

- (1) 被害の種類及び状況

- (2) 前条第2号から第4号までに掲げる物の品名、数量等
- (3) 前条第5号に掲げる職員の職種別人員数
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間

2 応援調整市は、前項の要請を受けた場合には、直ちに応援地区内の市町村と連絡をとり、応援地区における応援人員、応援物資等を取りまとめ、被災市町村に応援可能数量等を通知する。

3 応援人員、応援物資等の搬送は、応援を実施する市町村が行うものとする。
(他地区への応援要請)

第5条 被災市町村から要請を受けた応援地区のみでは被災市町村の要請に対応できない場合にあっては、応援調整市は、他の応援地区に応援を要請するものとする。

(自主応援)

第6条 市町村は、大規模災害が発生したことが明らかな場合で、被災市町村との連絡がとれないとき又は要請を待つ暇がないと認めたときは、第4条の規定にかかわらず、要請を待たずに自主的に応援を行うものとする。

2 前項の規定により応援を行おうとする市町村は、あらかじめその属する応援地区の応援調整市に応援を実施する旨を通知するものとする。

(応援経費の負担)

第7条 第4条及び前条の規定に基づき実施した応援に要した経費負担については、別段の定めがあるものを除くほか、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 応援側の負担する経費

- ア 機械器具等の燃料費（燃料補給に係る経費を除く。）及び小規模破損の経費
- イ 応援人員が応急業務により不詳、疾病又は死亡した場合の災害補償費及び賞じゅつ金
- ウ 応援人員の重大な過失により第三者に与えた損害賠償費
- エ 応援人員の被災地への出勤又は帰路途上において発生した事故における損害賠償費

(2) 要請側が負担する経費 前各号に定める経費以外の経費

2 被災市町村が前項第2号の経費を支弁する暇がない場合にあっては、応援を実施した市町村に対し費用の一時支払いを要請できるものとする。この場合において、当該経費を負担した市町村は、被災市町村に対し、その償還を請求することができる。

(事務局)

第8条 本協定の運営に関する事務局は、八戸市に置く。

(担当者及び備蓄状況の報告)

第9条 応援調整市は、毎年度4月末までに、その属する応援地区内の市町村の本協定に係る担当者及び応援物資等の保有状況を調査の上、様式第2号及び様式第3号により事務局に報告するものとする。

2 事務局は、前項の報告を受けたときは、これらを取りまとめの上、各応援調整市にその内容を報告するものとし、応援調整市は、当該報告内容をその属する応援地区内の市町村へ報告す

るものとする。

(訓練の実施)

第10条 市町村は、協定に基づく応援援助が円滑に行われるよう、必要な訓練を適宜実施するものとする。

(その他の防災協定等との関係)

第11条 この協定のほか、別途協定している応援協定など特別の定めがある場合は、その定めるところによる。

(協議事項)

第12条 この協定に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、その都度、協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を16通作成し、関係市町村の長がそれぞれ記名押印の上、各自1通を所持する。

平成19年6月27日

記名・押印 [省略]

別表 (第2条関係)

応援地区名	応援地区に属する市町村	応援調整市	代理応援調整町
八戸	八戸市、おいらせ町、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村	八戸市	おいらせ町
久慈	久慈市、洋野町、野田村、普代村	久慈市	洋野町
二戸	二戸市、一戸町、軽米町、九戸町	二戸町	一戸町

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

（応援市町村長） 様

（応援要請市町村長）

大規模災害時における八戸・久慈・二戸の三圏域に係る市町村相互応援
に関する協定に基づく応援要請

標記について、次のとおり応援を要請します。

1 被害の種類及び状況	被害の種類	地震被害、津波被害、風水害、その他（ ）
	被害の状況	
2 協定第3条第2号から第4号までに掲げる物の品名、数量等		
3 協定第3条第5号に掲げる職員の職種別人員数		
4 応援場所及び応援場所への経路		
5 応援の期間		
6 その他必要な事項		

様式第2号（第9条関係）

地区防災担当者名簿

年 月現在

市町村名	担当課名	担当者氏名					電話番号・FAX番号		メールアドレス
		課長	主担当者		副担当者		N T T		
			職名	氏名	職名	氏名			
							TEL		
							FAX		
							TEL		
							FAX		
							TEL		
							FAX		
							TEL		
							FAX		
							TEL		
							FAX		
							TEL		
							FAX		

様式第3号（第9条関係）

年 月現在

地区別保有数量（応援可能数量）等一覧

1 住宅及び仮住宅

項目	市町村						計
公的賃貸住宅 ※	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸
民間賃貸住宅 ※	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸

※1 本表に記載する公的賃貸住宅は、被災者の長期滞在のように供することができる賃貸住宅とする。

※2 本表に記載する民間賃貸住宅は、不動産業者、旅館業組合等と市町村間において協定などにより確保されている賃貸住宅とする。

2 食糧及び生活関連物資（公的備蓄）

項目	市町村						計
食料品	米 穀	kg	kg	kg	kg	kg	kg
	缶 詰 弁 当	個	個	個	個	個	個
	カ ン パ ン	kg	kg	kg	kg	kg	kg
	粉 ミ ル ク	kg	kg	kg	kg	kg	kg
	ア ル フ ァ 米	食	食	食	食	食	食
	ク ラ ッ カ ー	kg	kg	kg	kg	kg	kg
	その他（ ）						
飲料水	500mlペットボトル	本	本	本	本	本	本
	1リットルペットボトル	本	本	本	本	本	本
	2リットルペットボトル	本	本	本	本	本	本
	その他（ ）						
生活関連物資	寝 具	組	組	組	組	組	組
	毛 布	枚	枚	枚	枚	枚	枚
	外 衣	着	着	着	着	着	着
	肌 着	着	着	着	着	着	着
	炊 飯 器	機	機	機	機	機	機
	ほ 乳 瓶	本	本	本	本	本	本
	紙 オ ム ツ	枚	枚	枚	枚	枚	枚
	バ ス タ オ ル	枚	枚	枚	枚	枚	枚
	灯 油	リットル	リットル	リットル	リットル	リットル	リットル
その他（ ）							

3 食糧及び生活関連物資（流通備蓄）

項目		市町村						計
食料品	缶詰弁当	個	個	個	個	個	個	個
	味噌	kg						
	醤油	リットル						
	食塩	kg						
	うどん	kg						
	そば	kg						
	パン	食	食	食	食	食	食	食
	インスタントラーメン	食	食	食	食	食	食	食
	カップラーメン	食	食	食	食	食	食	食
	豆腐・納豆	食	食	食	食	食	食	食
	おにぎり	食	食	食	食	食	食	食
	その他（ ）							
飲料水	500mlペットボトル	本	本	本	本	本	本	本
	1リットルペットボトル	本	本	本	本	本	本	本
	2リットルペットボトル	本	本	本	本	本	本	本
	その他（ ）							
生活関連物資	寝具	組	組	組	組	組	組	組
	毛布	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚
	外衣	着	着	着	着	着	着	着
	肌着	着	着	着	着	着	着	着
	炊飯器	着	着	着	着	着	着	着
	ほ乳瓶	本	本	本	本	本	本	本
	紙オムツ	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚
	バスタオル	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚
	灯油	リットル						
	その他（ ）							

※ 本表に記載する物資は、問屋及び小売店等物流物資を取り扱う民間業者等と市町村の間において協定などにより確保されている物資とする。

4 車両

項目 \ 市町村								計
乗用車	台	台	台	台	台	台	台	台
バス	台	台	台	台	台	台	台	台
トラック	台	台	台	台	台	台	台	台
ダンプトラック	台	台	台	台	台	台	台	台
ブルドーザー	台	台	台	台	台	台	台	台
ショベルローダー	台	台	台	台	台	台	台	台
除雪車	台	台	台	台	台	台	台	台
除雪ドーザー	台	台	台	台	台	台	台	台
軽自動車	台	台	台	台	台	台	台	台
小型貨物車	台	台	台	台	台	台	台	台
トラクターショベル	台	台	台	台	台	台	台	台
タイヤドーザー	台	台	台	台	台	台	台	台
ロータリー	台	台	台	台	台	台	台	台
グレーダー	台	台	台	台	台	台	台	台
トラクター	台	台	台	台	台	台	台	台
雪上車	台	台	台	台	台	台	台	台
霊柩車	台	台	台	台	台	台	台	台
原付バイク	台	台	台	台	台	台	台	台
その他特殊車両等	台	台	台	台	台	台	台	台

※ 本表に記載する車両は、運輸業者等と市町村間において協定などにより確保されている車両とする。

5 土木等資機材（流通物資）

項目 \ 市町村								計
土砂	m ³							
タールキ	本	本	本	本	本	本	本	本
コンパネ	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚
仮設用仮住宅資材	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸
矢板	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚
木杭	本	本	本	本	本	本	本	本
ビニール袋	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚
その他（ ）								

※ 本表に記載する土木等資機材は、土木業者等と市町村間において協定などにより確保されている土木等資機材とする。

6 自治体職員数

項目		市町村						計
歯科医師		人	人	人	人	人	人	人
獣医師		人	人	人	人	人	人	人
診療放射線技師		人	人	人	人	人	人	人
臨床検査技師		人	人	人	人	人	人	人
薬剤師		人	人	人	人	人	人	人
栄養士		人	人	人	人	人	人	人
保健師		人	人	人	人	人	人	人
保育士		人	人	人	人	人	人	人
土木技術者		人	人	人	人	人	人	人
	一般土木	人	人	人	人	人	人	人
	農業土木	人	人	人	人	人	人	人
	林業土木	人	人	人	人	人	人	人
電気技術者		人	人	人	人	人	人	人
通信技術者		人	人	人	人	人	人	人
建築機械操作職		人	人	人	人	人	人	人
作業船操作職		人	人	人	人	人	人	人
自動車運転職		人	人	人	人	人	人	人
一般事務		人	人	人	人	人	人	人
その他技能労務職		人	人	人	人	人	人	人

※ 本表は職員の有資格者数を記載し、特に資格を有しない者は一般事務欄に記載する。

7 民間応援可能人数

項目		市町村						計
歯科医師		人	人	人	人	人	人	人
獣医師		人	人	人	人	人	人	人
臨床検査技師		人	人	人	人	人	人	人
薬剤師		人	人	人	人	人	人	人
保育士		人	人	人	人	人	人	人
ボランティア		人	人	人	人	人	人	人
その他()		人	人	人	人	人	人	人

※ 本表に記載する民間応援可能人数は、医師会、ボランティア団体等と市町村間において協定などにより確保されている人数とする。

3-5 相互応援協定書

この協定は、両町相互の友好共助の精神に基づき、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定により、階上町と軽米町の区域内に災害が発生した場合における消防相互応援について、次のとおり締結する。

（対象とする災害）

第1条 この協定の応援対象とする災害は、次に掲げるものとする。

- (1) 町境において発生した災害
- (2) 航空機、自動車等交通機関による大規模な火災並びに救助事故
- (3) 建物、山林等の大規模な火災並びに救助事故
- (4) 地震、風水害による大規模な火災並びに救助事故

（応援の種類）

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 火災防御並びに人命救助（以下「災害応急活動」という。）のため必要な資機材及び物資の提供
- (2) 災害応急活動に必要な応援隊員の派遣
- (3) 災害応急活動に必要な消防車両の派遣

（応援の要請）

第3条 この協定に基づく応援要請は、第1条に規定する災害が発生した町の長が、次のいずれかに該当する場合に一方の町長に行うものとする。

- (1) その災害が、協定町の区域に拡大し、又は影響を与えるおそれがある場合
- (2) その災害の防御が、被災町の消防力では著しく困難と認められる場合

2 第1条第1号に該当する災害においては、前項の規定に関わらず応援隊を派遣することができる。

（事務担当課）

第4条 前条に掲げる応援に関する事項の連絡が確実かつ円滑に行われるよう応援事務を担当する課は総務課とする。

（応援の手続）

第5条 第3条第1項に規定する応援要請手続きは、次の事項を明らかにし、前条に規定する連絡担当課を通じて、電話又はその他の方法をもって要請するものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の日時、場所及び災害の状況
- (3) 要請する人員、車両等の種別、資機材の数量
- (4) 応援隊の到着希望日時及び集結場所
- (5) その他必要な事項

(応援隊の派遣に要する経費の負担)

第6条 応援に係る経費の負担は次のとおりとする。

(1) 被災町の負担する経費

- ア 備蓄資機材及び臨時調達資機材の購入費
- イ 車両及び機械器具等に破損又は故障を生じた場合の修理費
- ウ 応援隊の食料費

(2) 応援町が負担する経費

- ア 応援隊団員の手当等
- イ 応援隊団員が応援業務に従事したことにより負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合の災害補償に要する経費
- ウ 車両等の燃料費

(第三者に対する損害補償に要する経費)

第7条 応援隊が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務中に生じたものについては被災町が、往路及び帰路に生じたものについては応援町がそれぞれ賠償の責に任ずるものとする。

ただし、応援隊の重大な過失により第三者に損害を与えた場合は、応援町が賠償の責に任ずるものとする。

(経費の支払方法)

第8条 応援を受けた場合の応援措置に要する経費は、応援町の請求に基づいて被災町が支払うものとする。

(経費の負担等の特例)

第9条 応援に要する経費の負担又はその支払方法について前条により難しいときは両町が協議して定めるものとする。

(実施細目)

第10条 この協定の実施に関し、必要な事項及びこの協定に定めのない事項で特に必要な生じた場合は協定両町の担当課等が協議して定めるものとする。

この協定を証するため本書2通を作成し、協定両町長が記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

平成11年1月22日

記名・押印 [省略]

3-6 洋野町・階上町消防相互応援協定書

第1条 洋野町と階上町との消防相互応援は、本協定の定めるところによる。

第2条 本協定は火災時又は非常事態発生時に際して、洋野町、階上町相互間の消防力を活用して、災害地における人的及び物的被害を最小限に防圧し、治安維持の万全を期することを目的とする。

第3条 本協定により出動する応援出動隊は、洋野町にあつては洋野町消防団、階上町にあつては階上町消防団とする。

第4条 相互応援を分けて次の2種とする。

- (1) 普通応援 普通応援とは、別に定める区域内に発生した火災を認知又は受報した場合、別命なく出動応援するものをいう。
- (2) 特別応援 特別応援とは、前条に定める消防団の管轄区域に大火災又は非常事態が発生し、消防力の応援を特に必要とする場合、前号の規定にかかわらず町長の要請若しくは命令により出動応援するものをいう。

第5条 普通応援の応援出動隊は2隊とし、特別応援の応援出動隊は、災害の状況によりひ応援地町長の要請又は応援地町長の命令によって決定する。

第6条 応援出場隊はすべて、ひ応援地の現場最高指揮者の指揮下に入るものとする。

第7条 応援出動隊は、現場到着及び引き上げ時には、消防行動の概況を現場最高指揮者に報告しなければならない。

第8条 応援出動隊の使用した燃料その他の諸費及び事故を生じた場合の経費は、それぞれ応援した側の負担とする。

第9条 本協定で規定した事項以外のもので必要があるときは、その都度協議の上、決定するものとする。

第10条 本協定は平成19年9月1日より実施する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、それぞれ1通を保有するものとする。

平成19年9月1日

記名・押印 [省略]

洋野町・階上町消防相互応援協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、洋野町・階上町消防相互応援協定（以下「協定」という。）第9条の規定に基づき、協定の実施に必要な事項を定める。

(応援出動隊)

第2条 協定第3条に規定する応援出動隊は、別表1のとおりとする。

(応援要請の方法)

第3条 協定第4条第2号に規定する応援要請を行う場合、被応援地の町長は、その所属消防団長の要請に基づき、状況に応じた応援出動隊を決定し、要請するものとする。

2 前号の要請は電話等により行うものとし、別表2のとおりとする。

(防災訓練等)

第4条 両町の消防団は協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な訓練を適時行うものとする。

(資料の交換)

第5条 協定実施の円滑適正化を期するため、随時、相互に次の計画等を交換するものとする。

(1) 警防要図

ア 消防道路

イ 消防水利

ウ 消防機械器具の配備状況

(2) 通信連絡表

(3) 消防力

ア 消防団本部

イ 分団数

ウ 機器種別、性能

(4) その他必要と認める事項

(協定の見直し)

第6条 協定及び実施細目は、必要に応じて見直すこととする。

附 則

この実施細目は、平成19年9月1日から施行する。

別表1

応援出動区域表

区分 町名	応援種別	応援区域	応援出動隊数
洋野町	普通応援	階上町小舟渡地区 道仏地区 階上駅前地区 寺下地区	洋野町消防団本部 第6分団 第7分団
	特別応援	階上町の全域	別に決定する洋野町消防団
階上町	普通応援	洋野町角浜地区 平内地区 種市駅前地区 城内地区	階上町消防団第1分団 第4分団
	特別応援	洋野町の全域	別に決定する階上町消防団

別表2

応援要請体制

区分 町名	応援要請の場所	連絡先
洋野町	階上町総務課	階上町役場 電 話 0178-88-2111 (直通) 0178-88-2873 F A X 0178-88-2117 夜 間 0178-88-2111 V S A T 002-446-1 002-446-7109 (FAX) 002-446-7100
階上町	洋野町総務課防災推進室	階上町役場 電 話 0194-65-2111 (直通) 0194-65-5918 F A X 0194-65-4334 メ ー ル bosai@town.hirono.iwate.jp 夜 間 0194-65-2111 V S A T 003-482-1 (FAX) 003-482-9

3-7 災害時における復旧活動の協力に関する協定書

階上町（以下「甲」という。）と東北電力株式会社八戸電力センター（以下「乙」という。）は、地震、風水害等の自然災害及び大規模な事故等により階上町内及びその周辺地域で電力施設に被害が発生した場合（以下「災害時」という。）における復旧活動の協力について次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、甲は乙の支援を行い、電力供給の普及活動を迅速かつ的確に実施することを目的とする。

（支援内容）

第2条 災害時には甲は乙に別表に掲げる甲が所有する施設（以下「対象施設」という。）の全部または一部を占有させるものとする。

2 前項に定めるもののほか、必要な支援は、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

（対象施設の占有の開始）

第3条 乙が対象施設を占有するときは、階上町立体育館条例施行規則（昭和52年階上町教育委員会規則第2号。）において定める様式により申請を行うものとする。ただし、緊急を要する場合には口頭又は電話等をもって申請し、事後文書を提出するものとする。

2 甲は、前項の申請を受けたときは、特別な事情がない限り、これを許可するものとする。

3 乙は、対象施設の占有に当たっては、当該対象施設の指定管理者の指示に従うものとする。

（用途指定）

第4条 乙は、対象施設を災害時における復旧応援隊の集合・待機場所、復旧資材の受払基地及び宿泊場所等電力供給の普及活動全般のために占有するものとし、この目的以外に占有しないものとする。

（費用負担）

第5条 この協定に基づき、乙が対象施設を占有する時の使用料は、全額免除するものとする。

2 積雪期に対象施設を占有するときは、除排泄等に要する経費は、乙が負担するものとする。

3 乙は、対象施設の占有に関連して指定管理者から水道、ガス電気等の提供を受けた場合は、その経費を指定管理者に対して支払うものとする。

（損害賠償）

第6条 乙が対象施設を占有中に破損したときは、乙はその損害を賠償する。ただし、天災等乙の責によらない場合は、乙の損害賠償義務は免責されるものとする。

（占有の終了）

第7条 乙は、対象施設の占有を終了したときは、甲及び当該対象施設の指定管理者に対して報告するものとする。

（協定の期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、この協定の期間満了の1ヶ月前までに甲乙いずれからも何らの意思表示がない時は、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は更新され、以後も同様とする。

(準用)

第9条 乙が、対象施設において防災訓練等を行う場合は、必要に応じてこの協定を準用することができる。

(協議事項)

第10条 この協定に疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成31年1月21日

記名・押印 [省略]

別表 (第2条関係)

名 称	位 置
中央体育館	階上町大字鳥屋部字狐平8番地

3-8 災害復旧時の協力に関する協定書

階上町（以下「甲」という。）と東日本電信電話株式会社青森支店（以下「乙」という。）は、青森県地域防災計画並びに階上町地域防災計画に基づく災害復旧時の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、大規模地震及び台風・雪害等の災害発生（以下「災害等発生」という。）に伴い大規模な通信の途絶等が発生した場合において、双方が緊密な連携を保ち、住民の生活と安全を確保するため通信設備の迅速かつ円滑な復旧を図ることを目的とする。

（災害情報の提供）

第2条 甲及び乙は、それぞれ迅速に災害情報を提供するものとする。

2 乙は大規模な通信の途絶等が発生した場合、その影響を受けた地域、加入者数、故障等の原因、発生時間及び復旧時間等の情報を甲に提供するものとする。

（災害対策本部等への社員の派遣）

第3条 災害等発生による大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがあり、甲が災害対策本部等を設置した場合は、乙は甲との連携のうえ必要に応じ、甲が設置した災害対策本部等に社員（以下「連絡員」という。）を派遣できるものとする。

2 連絡員は、災害情報の収集・伝達等に関する窓口となり、必要に応じ各種調整を図るものとする。

（通信設備の復旧）

第4条 災害等発生により大規模な通信の途絶等が発生した場合、乙は、乙のサービスエリア区域内の被害状況を総合的に判断した上で、乙のグループ災害対策組織の連携により優先順位を見極めながら行政機関、公共機関等重要機関に対する重要通信の確保並びに避難所等への特設公衆電話の設置等可能な限り優先して実施するものとする。

2 前項の通信設備の確保にあたり、移動電源車、ポータブル衛星車等災害対策機器等の使用については、乙の判断による。

（復旧作業に対する協力）

第5条 なだれ、土砂災害、倒木等により甲が管理する道路が通行不能となり、乙の通信設備復旧作業に支障をきたした場合は、甲は当該区間の迅速な道路復旧作業に努めるものとする。

（資材置場・車両駐車場等の確保に対する協力）

第6条 災害時において、乙の通信設備復旧作業に必要な資材置場、駐車場、幕営地及びヘリポート等（以下「資材置場等」という。）の確保にあたっては、甲は乙の要請に応じ、確保に協力するものとする。

（利用の終了連絡及び原状回復義務）

第7条 乙は、資材置場等の利用が終了したときは、電話等により甲に速やかに連絡するとともに、乙の責任において資材置場等を原状に回復するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲が現状に回復する必要がないと認めるときは、乙は資材置場施設を原状に回復することを要しないものとする。

(損害賠償)

第8条 乙は、甲が所有する資材置場等の利用中に乙の故意又は過失によって甲の施設を破損した場合、乙は速やかに甲へ報告するとともにその損害を賠償しなければならない。ただし、天災その他乙の責に因らない場合は、乙の損害賠償義務は免責される。

(災害訓練時の協力)

第9条 乙が災害時に通信設備の復旧活動を迅速かつ的確に実施するため、災害訓練等を行う場合は、甲は乙の協力依頼により、第6条に定める資材置場等の確保に協力するものとする。

2 前項の資材置場等の利用にあたっては、前2条の規定を準用する。

(連絡責任者)

第10条 本協定書に関する連絡責任者、連絡先等は別紙による。

2 連絡先等に変更が生じた場合は、甲乙それぞれ速やかに連絡責任者に連絡するものとする。

(協議)

第11条 本協定の履行にあたり疑義を生じた事項又は本協定に定めのない事項については、甲乙誠意をもって協議し、円満にその解決にあたるものとする。

(協定の有効期間)

第12条 本協定の有効期間は、協定締結の翌日から1年間継続するものとする。ただし、期間満了の30日前までに、甲又は乙からの内容の変更又は協定を継続しない旨の申し出がないときは、本協定は同一の条件で更に1年間継続するものとし、以後も同様とする。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成23年5月6日

記名・押印[略]

3-9 災害時の通信設備復旧等の協力に関する協定書

階上町（以下「甲」という。）と株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東北支社八戸支店（以下「乙」という。）は、青森県地域防災計画並びに階上町地域防災計画に基づく災害復旧時における、甲と乙の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、大規模地震及び台風・雪害等の災害発生（以下「災害等発生」という）に伴い大規模な通信の途絶等が発生した場合において、双方が緊密な連携を保ち、住民の生活と安全を確保するため通信設備の迅速かつ円滑な復旧を図ることを目的とする。

（災害情報の提供）

第2条 甲及び乙は、それぞれ迅速に災害情報を提供するよう努めるものとする。

2 乙は大規模な通信の途絶等が発生した場合、その影響を受けた地域、故障等の原因、発生時間及び復旧時間等の情報を甲に提供するよう努めるものとする。また、甲は必要に応じその情報を市町村防災行政無線等により、影響を受けた地域の住民へ伝達するものとする。

（災害対策本部等への社員の派遣）

第3条 災害等発生による大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがあり、甲が災害対策本部等を設置した場合は、乙は甲との連携のうえ必要に応じ、甲が設置した災害対策本部等に社員（以下「連絡員」という。）を派遣できるものとする。

2 連絡員は、災害情報の収集・伝達等に関する窓口となり、必要に応じ各種調整を図るものとする。

（通信設備の復旧）

第4条 災害等発生により大規模な通信の途絶等が発生した場合、乙は、乙のサービスエリア区域内の被害状況を総合的に判断した上で、乙を含むエヌ・ティ・ティ・ドコモグループ（以下ドコモグループ）の災害対策組織の連携の下で優先順位を見極めながら行政機関、公共機関等重要機関に対する重要通信の確保並びに避難所等への通信確保を実施するよう努めるものとする。

2 前項の通信設備の確保にあたり、移動無線車等災害対策機器等の使用については、乙を含むドコモグループの災害対策組織の連携の下での判断によるものとする。

（復旧作業に対する協力）

第5条 なだれ、土砂災害、倒木等により甲が管理する道路が通行不能となり、乙を含むドコモグループの通信設備復旧作業に支障をきたした場合、甲は当該区間の迅速な道路復旧作業に努めるものとする。

（資材置場・車両駐車場等の確保に対する協力）

第6条 災害時において、乙を含むドコモグループの通信設備復旧作業に必要な資材置場、駐車場、幕営地及びヘリポート等（以下「資材置場等」という。）の確保にあたっては、甲は乙の要請に応じ、確保に協力するものとする。

（利用の終了連絡及び原状回復義務）

第7条 乙は、資材置場等の利用が終了したときは、電話等により甲に速やかに連絡するとともに、乙の責任において資材置場等を原状に回復するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲が原状に回復する必要がないと認めるときは、乙は資材置場施設を原状に回復することを要しないものとする。

（損害賠償）

第8条 乙を含むドコモグループが、甲が所有する資材置場等の利用中に乙の故意又は過失によって甲の施設を破損した場合、乙は速やかに甲へ報告するとともにその損害を賠償しなければならない。ただし、天災その他乙の責に因らない場合は、乙の損害賠償義務は免責される。

（災害訓練時の協力）

第9条 乙を含むドコモグループが災害時に通信設備の復旧活動を迅速かつ的確に実施するため、災害訓練等を行う場合は、甲は乙の協力依頼により、第6条に定める資材置場等の確保に協力するものとする。

2 前項の資材置場等の利用にあたっては、前2条の規定を準用する。

（連絡責任者）

第10条 本協定書に関する連絡責任者、連絡先等は別紙による。

2 連絡先等に変更が生じた場合は、甲乙それぞれ速やかに連絡責任者に連絡するものとする。

（協議）

第11条 本協定の履行にあたり疑義を生じた事項又は本協定に定めのない事項については、甲乙誠意をもって協議し、円満にその解決にあたるものとする。

（協定の有効期間）

第12条 本協定の有効期間は、協定締結の翌日から1年間継続とする。ただし、期間満了の30日前までに、甲又は乙から内容の変更又は協定を継続しない旨の申し出がないときは、本協定は同一の条件で更に1年間継続するものとし、以降も同様とする。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成24年3月14日

記名・押印[略]

別紙

(連絡責任者について)

甲乙の連絡責任者は、以下のとおりとする。

甲： 階上町

総務課

電話 0178-88-2111

乙： 株式会社NTTドコモ 東北支社

正 青森支店技術サービス担当課長

電話 017-774-8002

副 八戸支店法人営業担当

電話 0178-27-3989

3-10 災害時の情報交換に関する協定

国土交通省東北地方整備局長（以下「甲」という。）と、階上町長（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、重大な災害が発生し又は発生のおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等について定め、もって、適切な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- (1) 階上町内に重大な災害が発生し又は発生のおそれがあるとき。
- (2) 階上町災害対策本部が設置されたとき。
- (3) その他甲及び乙が必要と認めたとき。

（情報交換の内容）

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- (1) 一般被害状況に関すること。
- (2) 公共土木施設（道路、河川、ダム、砂防、都市施設等）被害状況に関すること。
- (3) その他必要な事項

（災害対策現地情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合又は甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に災害対策現地情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（災害対策現地情報連絡員（リエゾン）の受入れ）

第5条 乙は、甲から派遣される災害対策現地情報連絡員の活動場所として災害対策本部等に場所を確保するものとする。

（平素の協力）

第6条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協議）

第7条 本協定に疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、その都度、甲及び乙が協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は2通作成し、甲及び乙が各1通を保有する。

平成24年3月12日

記名・押印[略]

3-1-1 災害時における石油燃料の優先供給に関する協定書

階上町（以下「甲」という。）と青森県石油商業組合八戸支部（以下「乙」という。）は、災害時における石油燃料の優先供給について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震等による大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙に対して石油燃料の優先供給を要請する際の手続き等について定め、もって災害対策の円滑な実施に寄与することを目的とする。

（優先供給の要請）

第2条 甲は、災害時において石油燃料を調達する必要があると認めるときは、乙に対し石油燃料の優先供給を要請できるものとする。

（優先供給の実施）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、甲に対し石油燃料の優先供給を実施するものとする。

（石油燃料の種類）

第4条 甲が乙に優先供給を要請する石油燃料は、次に掲げるものとする。

- (1) ガソリン
- (2) 軽油
- (3) 灯油
- (4) 重油
- (5) その他甲が指定する石油燃料であつて乙が供給可能なもの

（要請の方法）

第5条 甲は、石油燃料の優先供給を受けようとするときは、石油燃料優先供給要請書（別記様式）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要するときは、甲は乙に対して、口頭による要請を行い、事後に石油燃料優先供給要請書を提出するものとする。

（石油の引渡し）

第6条 石油燃料の引渡し場所は、甲が指定するものとする。この場合において、甲は、当該場所に甲の職員を派遣し、当該甲の職員は、納品書を確認の上、これを受け取るものとする。

（費用負担）

第7条 乙が優先供給をした石油燃料の対価及び運搬に要した経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害が発生する直前における適正な価格を基準として、甲乙協議の上、定めるものとする。

(代金の支払)

第8条 甲は、乙から前条の規定により甲が負担する費用に係る請求があったときは、速やかに当該費用を乙に支払うものとする。ただし、災害の規模等により、速やかに支払うことが困難な場合は、甲乙協議の上、支払方法について定めるものとする。

(連絡体制の整備)

第9条 甲及び乙は、災害時における情報伝達を円滑に行うことができるよう連絡体制を整備するものとする。

(協力体制)

第10条 甲は、災害時に乙が燃料の供給能力を十分発揮できるように努めるものとし、また、平時における石油類燃料の安定供給を目的とした購入契約を締結するに当たっては、「官公需についての中小企業の受注の確保に関する法律」の主旨にそって、中小企業者の受注の機会の増大を図るよう努めるものとする。

(協定の有効期限)

第11条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1箇月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は更新されるものとし、以降もまた同様とする。

(協議)

第12条 この協定の解釈に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年 3月15日

記名・押印[略]

別記様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

青森県石油商業組合八戸支部
支部長 様

階上町長

石油燃料優先供給要請書

「災害時における石油燃料の優先供給に関する協定書」第5条の規定に基づき、次の石油燃料の優先供給を要請します。

種類・数量	種類	数量
	ガソリン	リットル
	軽油	リットル
	灯油	リットル
	重油	リットル
	その他（ ）	リットル
納入日時	年 月 日 時	
納入場所		
その他		

※所属：

担当：

電話：

3-12 災害時におけるボランティア活動等に関する協定書

階上町（以下「甲」という。）と社会福祉法人階上町社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、災害ボランティアセンター（階上町地域防災計画に規定する災害ボランティアセンターをいう。以下「センター」という。）及び災害時におけるボランティア活動に関する事項に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、センターの設置及び運営に必要な事項を定め、並びに災害時におけるボランティア活動が迅速かつ確に行われるよう必要な事項を定めるものとする。

（センター設置）

第2条 乙は、甲からの要請により、センターを設置する。

2 前項の要請は、設置期間及び設置場所を明記して、文書により行う。ただし、緊急の必要がある場合には、口頭、電話等の方法により要請し、後日文書をもって処理する。

3 乙は、センターを設置したときは、文書により甲に報告する。ただし、緊急の必要がある場合には、口頭、電話等の方法により報告し、後日文書をもって処理する。

4 前2項の規定は、センターの設置期間及び設置場所を変更する場合並びにセンターを閉鎖する場合に準用する。

（設置場所）

第3条 センターの設置場所は、原則として、ハートフルプラザ・はしかみ（以下「ハートフル」という。）とする。ただし、災害等の被害によりハートフルに設置することができない場合は、甲がこれに代わる施設を確保する。

2 乙が著しい被害を受けた地域にセンターの機能を分担する現地ボランティアセンターを設置する必要があると認めるときは、甲は、乙の要請により設置に必要な施設を確保する。

（センターの運営）

第4条 センターの運営は、乙が行い、甲はセンターの運営に必要な支援を行う。

2 乙は、センターを円滑に運営するため、乙が必要と認める団体及び個人へ協力を要請することができる。

3 乙は、センターにおいてボランティアの受入れ及び派遣並びに被災者ニーズの把握等が円滑に行われるよう、平常時から運営マニュアル等を整備するものとし、甲は、乙に対して必要な支援を行う。

（態勢整備）

第5条 乙は、災害時に円滑なボランティア活動が行われるよう、平常時から、次の各号に掲げる事項に取り組むものとする。

(1) 災害ボランティア及び災害ボランティアコーディネーターに対する研修、講習及び甲の実施する防災訓練への参加を通じた人材育成

(2) センターの運営に協力する団体及び災害時にボランティア活動を行う団体間のネットワークの構築

(資機材等の確保)

第6条 センターの設置及び運営並びに災害時におけるボランティア活動に関し必要な資機材等は、甲乙協力して確保する。

(費用負担)

第7条 センターの設置及び運営並びに災害時におけるボランティア活動に関し必要な費用負担は、甲乙協議の上決定する。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、甲乙協議の上決定する。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも解除又は変更の申出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年11月28日

記名・押印[略]

3-13 その他の災害時支援協定締結一覧

No.	協 定 名	締 結 先	締 結 年 月 日
1	災害時における石油燃料の優先供給に関する協定	有限会社井河石油	平成23年7月8日
2	災害時における石油類燃料の供給に関する協定書	とらや石油店	平成24年4月17日
3	災害時における石油類燃料の供給に関する協定書	房間商店	平成24年4月19日
4	災害時における石油類燃料の供給に関する協定書	階上漁業協同組合	平成24年4月19日
5	災害時における石油類燃料の供給に関する協定書	株式会社ぱるじゃサービス	平成24年4月25日
6	災害時における石油類燃料の供給に関する協定書	大江商店	平成24年12月19日
7	災害時における医薬品の供給に関する協定書	檜木薬店	平成24年4月5日
8	災害時における医薬品の供給に関する協定書	株式会社丸大サクラ キ薬局	平成24年4月1日
9	災害時における衣料品の供給に関する協定書	下坪呉服店	平成24年4月5日
10	災害時における衣料品の供給に関する協定書	小松チヨ衣料店	平成24年4月5日
11	災害時における衣料品の供給に関する協定書	石橋布団店	平成24年4月10日
12	災害時における衣料品の供給に関する協定書	株式会社共和	平成24年4月12日
13	災害時における支援協力に関する協定書	株式会社菅文	平成24年4月11日
14	災害時における支援協力に関する協定書	株式会社ユニバース	平成24年4月20日
15	災害時における支援協力に関する協定書	株式会社よこまち	平成24年5月9日
16	災害時における支援協力に関する協定書	株式会社サンワドー	平成24年6月27日

No.	協 定 名	締 結 先	締 結 年 月 日
17	災害時における支援協力に関する協定書	有限会社みちのくフーズ	平成24年8月31日
18	災害時における支援協力に関する協定書	青森県遊技業協同組合	平成24年11月28日
19	災害時における物資供給に関する協定書	NPO法人コメリ災害対策センター	平成24年6月29日
20	災害時における活動拠点に関する協定書	青い森信用金庫	平成24年7月24日
21	災害時タクシー無線の災害情報通信の協力に関する協定書	有限会社大江タクシー	平成24年4月6日
22	災害時にける要援護者等の避難輸送協力に関する協定書	株式会社北日本中央観光バス	平成24年4月6日
23	災害時における要援護者等の避難輸送協力に関する協定書	有限会社大江タクシー	平成24年4月6日
24	避難所の確保に関する協定書	社会福祉法人徳望会	平成25年4月1日
25	避難所の確保に関する協定書	特定非営利活動法人双松福祉会	平成25年4月1日
26	避難所の確保に関する協定書	株式会社リブライズ	平成25年4月1日
27	避難所の確保に関する協定書	医療法人仁泉会	平成25年4月1日
28	避難所の確保に関する協定書	特定非営利活動法人柳沢	平成25年4月1日
29	避難所の確保に関する協定書	株式会社ゆとり	平成25年4月1日
30	避難所の確保に関する協定書	有限会社かずさ	平成25年4月1日
31	避難所の確保に関する協定書	有限会社シー・エスプロダクツ	平成25年4月1日
32	避難所の確保に関する協定書	地域コミュニティー株式会社	平成25年4月1日
33	避難所の確保に関する協定書	合同会社ともなが草	平成25年4月1日
34	避難所の確保に関する協定書	社会福祉法人あすなろ会	平成25年4月1日
35	避難所の確保に関する協定書	社会福祉法人養正会	平成25年4月1日

No.	協 定 名	締 結 先	締 結 年 月 日
36	避難所の確保に関する協定書	特定非営利活動法人 夢	平成25年4月1日
37	災害時における緊急物資輸送及び 緊急物資拠点の運営等に関する協 定書	ヤマト運輸株式会社	平成25年10月1日
38	災害時における支援協力に関する 協定書	美保野グリーン牧場	平成25年10月9日
39	災害時における支援協力に関する 協定書	モリレイ	平成25年10月16日
40	災害時における支援協力に関する 協定書	奥中山高原農協乳業	平成25年10月17日
41	災害時における支援協力に関する 協定書	森山商店	平成25年10月25日
42	災害時における支援協力に関する 協定書	下沢商店	平成25年10月31日
43	災害時における支援協力に関する 協定書	太子食品	平成25年11月8日
44	災害時における医薬品の供給に関 する協定書	薬王堂	平成25年12月5日
45	災害時における支援協力に関する 協定書	中島石蔵商店	平成25年12月20日
46	災害時における支援協力に関する 協定書	ミニストップ階上店	平成26年5月30日
47	災害時における支援協力に関する 協定書	株式会社泉山石材	平成27年6月22日
48	災害時における支援協力に関する 協定書	日本郵便株式会社	平成27年10月28日
49	災害時における液化石油ガス及び 応急対策用資機材の供給に関する 協定書	一般社団法人青森県 エルピーガス協会	平成27年12月28日
50	災害時における支援協力に関する 協定書	階上町商工会建設工 業部会	平成30年10月2日

4 災害危険箇所

4-1 町内災害危険箇所等

1 山地災害危険地区

(1) 山腹崩壊危険地区

民有林 (県農林水産部林政課) (平成22年3月現在)

地図 番号	位 置	公 共 施 設 等			摘 要
		人 家 (戸)	公共施設 (道路除く)	道 路	
①	道仏字榊山	6		町 道	
②	角柄折字上明戸	2		町 道	
③	道仏字横沢山			農 道	

(2) 崩壊土砂流出危険地区

民有林 (県農林水産部林政課) (平成22年3月現在)

地図 番号	位 置	公 共 施 設 等			摘 要
		人 家 (戸)	公共施設 (道路除く)	道 路	
①	鳥屋部字上ノ山			県 道	
②	平内字甲乙野			県 道	
③	鳥屋部字行人	1		県 道	
④	赤保内字寺下	5		町 道	
⑤	田代字馬場	10		町 道	
⑥	田代字孫沢	15		町 道	
⑦	田代字田ノ平	10		町 道	
⑧	田代字妙川	6		林 道	
⑨	田代字下上	10		県 道	
⑩	田代字下上	1		県 道	
⑪	平内字桐堂	5		県 道	
⑫	平内字山ノ下	15		県 道	

2 小規模山地崩壊危険地区（県農林水産部林政課）（平成22年3月現在）

地図 番号	位 置	摘 要
▲	大字金山沢字林ノ下	

3 海岸浸食危険地（県農林水産部林政課）（平成22年3月現在）

地図 記号	地 区 名	所 在 地	海 岸 延 長	防 災 林 延 長	浸食海岸延長
◎	太平洋岸	道仏字榊平	5.5km	0.1km	0.1km

4 雪崩危険箇所（傾斜度15°以上、高さ10m以上）

ランクⅠ 保全人家5戸以上（5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の災害時要援護者関連施設のある場合を含む） 町内6箇所

ランクⅡ 保全人家1戸以上4戸以下 町内6箇所

ランクⅢ 保全人家0戸町内 町内4箇所

（県土整備部河川砂防課）（平成19年4月1日現在）

地図 番号	箇所 番号	箇所名	位置	保全施設	
				人家	公共的施設
△	I-454	向	穴子沢	4	
△	I-455	金山沢	岳道	0	金山沢水郷館
△	I-456	鎌津倉	向	5	
△	I-457	寺下1号	赤保内	0	浄水場
△	I-1084	穴子沢	鎌津倉	0	浄水場
△	I-1085	岳道	平内	0	わっせ交流センター
△	II-320	上明戸	上明戸	1	
△	II-321	神子沢2号	神子沢	1	
△	II-322	神子沢1号	神子沢	3	
△	II-323	林下	林下	1	
△	II-324	寺下2号	赤保内	3	
△	II-325	外窪	外窪	2	
△	III-178	神子沢3号	神子沢	0	
△	III-179	大渡1号	大渡	0	
△	III-180	大渡2号	大渡	0	
△	III-181	町道端	町道端	0	

5 土石流危険溪流（溪床勾配3°以上）

ランクⅠ 保全人家5戸以上（5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の災害時要援護者関連施設のある場合を含む）町内7箇所

ランクⅡ 保全人家1戸以上4戸以下 町内11箇所

（県土整備部河川砂防課）（平成18年4月1日現在）

	溪流番号	溪流名			所在地	保全対象	
		水系名	河川名	溪流名		人家	公共建物
①	446-I-001	新井田川	松籠川	向沢	金山沢	3	
②	446-I-002	新井田川	松籠川	根岸沢	晴山沢	5	
③	446-I-003	新井田川	松籠川	中屋敷沢	晴山沢	11	
④	446-I-004	新井田川	松籠川	下田代沢	田代	9	
⑤	446-I-005	新井田川	松籠川	小松倉沢	金山沢	5	
⑥	446-I-006	新井田川	松籠川	第1ひなた沢	金山沢	7	金山沢水郷館
⑦	446-I-007	新井田川	松籠川	第2ひなた沢	金山沢	8	
⑧	446-II-001	その他	道仏川	上野沢	道仏	2	
⑨	446-II-002	その他	道仏川	寺下沢	赤保内	1	
⑩	446-II-003	その他	道仏川	山賀沢	赤保内	1	
⑪	446-II-004	その他	大渡川	水溜沢	赤保内	2	
⑫	446-II-005	新井田川	松籠川	折川久保沢	角柄折	1	
⑬	446-II-006	新井田川	松籠川	上明戸沢	角柄折	3	
⑭	446-II-007	新井田川	松籠川	下川沢	鳥屋部	3	
⑮	446-II-008	新井田川	松籠川	鳥沢	鳥屋部	3	
⑯	446-II-009	新井田川	松籠川	百目木沢	平内	3	
⑰	446-II-010	新井田川	古里川	土折沢	田代	3	
⑱	446-II-011	新井田川	松籠川	林ノ沢	金山沢	2	

6 砂防指定地

砂防法（明治30年法律第29号）による指定地

（県土整備部河川砂防課）（平成22年7月31日現在）

告示年月日	告示番号	溪流名	所在地	延長(m)	面積(ha)
S59・1・30	97	松籠川	金山沢、向山、鳥屋長根	693	2,686
H5・11・2	2,091	寺下沢	赤保内、大上	335	1,500

7 急傾斜地崩壊危険箇所

(1) 急傾斜地崩壊危険区域指定箇所

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）による指定区域
（県土整備部河川砂防課）（平成22年4月）

急傾斜地 崩壊危険 区域名	所在地	面積	摘要
	位置		
向	金山沢字向	1.699ha	7戸

(2) 急傾斜地崩壊危険箇所（傾斜度30°、高さ5m以上の傾斜地）

ランクⅠ 保全人家5戸以上（5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の災害時要援護者関連施設のある場合を含む）町内8箇所

ランクⅡ 保全人家1戸以上4戸以下 町内11箇所

ランクⅢ 保全人家0戸 町内4箇所

自然斜面（ランクⅠ）

（県土整備部河川砂防課）（平成18年4月1日現在）

地図 番号	箇所 番号	箇所名	位置	地形			保全対象施設	
				延長 (m)	傾斜 (度)	高さ (m)	人家 戸数	公共物 建物
■	I-552	浜久保	道仏 浜久保	70	45	7	7	
■	I-553	小舟渡	道仏 小舟渡	100	50	7	4	
■	I-554	寺下1号	赤保内 寺下	25	45	20		浄水場
■	I-555	大渡1号	赤保内 大渡	370	45	15	5	
■	I-556	御堂	角柄折 御堂	25	90	20		浄水場
■	I-557	向区域	金山沢 向	320	45	25	4	

人工斜面（ランクⅠ）

（県土整備部河川砂防課）（平成18年4月1日現在）

地図 番号	箇所 番号	箇所名	位置	地形			保全対象施設	
				延長 (m)	傾斜 (度)	高さ (m)	人家 戸数	公共物 建物
■	I-101	金山沢	金山沢 金山沢	80	60	12		金山沢 水郷館
■	I-102	岳道	平内 岳道	220	45	8		わっせ 交流セ ンター

自然斜面（ランクⅡ）

（県土整備部河川砂防課）（平成18年4月1日現在）

地図 番号	箇所 番号	箇所名	位置	地形			保全対象施設	
				延長 (m)	傾斜 (度)	高さ (m)	人家 戸数	公共物 建物
■	Ⅱ-505	榊平	道仏榊平	60	65	7	1	
■	Ⅱ-506	石渡窪	道仏石渡窪	60	55	5	2	
■	Ⅱ-507	外窪	道仏外窪	130	50	10	2	
■	Ⅱ-508	町道端1号	道仏町道端	30	40	7	1	
■	Ⅱ-509	白座窪	道仏白座窪	50	45	7	2	
■	Ⅱ-510	寺下2号	赤保内寺下	170	50	15	3	
■	Ⅱ-511	上明戸	角柄折上明戸	80	40	20	1	
■	Ⅱ-512	神子沢2号	角柄折神子沢	140	70	12	2	
■	Ⅱ-513	鎌津倉	金山沢鎌津倉	60	40	30	1	
■	Ⅱ-514	林下	晴山沢林下	100	75	10	1	

人工斜面（ランクⅡ）

（県土整備部河川砂防課）（平成18年4月1日現在）

地図 番号	箇所 番号	箇所名	位置	地形			保全対象施設	
				延長 (m)	傾斜 (度)	高さ (m)	人家 戸数	公共物 建物
■	Ⅱ-132	神子沢1号	角柄折神子沢	100	40	12	3	

自然斜面（ランクⅢ）

（県土整備部河川砂防課）（平成18年4月1日現在）

地図 番号	箇所 番号	箇所名	位置	地形			保全対象施設	
				延長 (m)	傾斜 (度)	高さ (m)	人家 戸数	公共物 建物
■	Ⅲ-140	御堂	角柄折御堂	100	30	7		
■	Ⅲ-141	町道端2号	道仏町道端	270	35	20		
■	Ⅲ-142	大渡2号	赤保内大渡	150	45	14		
■	Ⅲ-143	神子沢3号	角柄折神子沢	150	65	17		

8 重要水防箇所 (県土整備部水防計画書) (平成21年度)

水系名	河川名	左岸 (m)			右岸 (m)		
		重要度A	重要度B	計	重要度A	重要度B	計
新井田川	松舘川	7,700	—	7,700	7,700	—	7,700

重要度A……………水防上最も重要な区間

重要度B……………水防上重要な区間

9 ため池整備状況

(県農林水産部農林整備課)

ため池名称	所在地	貯水量 千 m^3	堤高 m	堤長 m	かんがい面積 ha
小沼ため池	赤保内字小沼	50.0	5.3	88.0	20.0
野沢ため池	赤保内字野沢	0.8	2.5	39.5	6.0
上明戸ため池	角柄折字上明戸	1.7	3.3	80.0	0.9
田端ため池	赤保内字田端	4.2	3.3	48.0	3.0
長窪ため池	平内字長窪	0.7	3.0	20.0	1.2
福立沢ため池	鳥屋部字福立沢	3.0	3.2	54.0	4.0
鳥沢ため池	鳥屋部字鳥沢	2.8	3.8	37.2	2.0
長峰ため池	鳥屋部字長峰	1.0	3.0	24.0	2.0
下平ため池	鳥屋部字下平	0.8	1.8	20.6	2.0
境窪ため池	鳥屋部字境窪	4.6	5.0	48.0	2.0
第二水溜ため池	赤保内字水溜	1.7	2.2	47.9	1.0
第一水溜ため池	赤保内字水溜	2.7	3.2	46.5	4.0
茨島ため池	赤保内字茨島	0.7	2.0	37.0	2.0
山館前ため池	赤保内字山館前	2.0	3.3	42.9	2.0
曾我沢ため池	金山沢字曾我沢	0.3	1.5	16.0	0.5
道合ため池	金山沢字道合	0.4	1.5	30.0	0.3
御畑ため池	字引敷林	0.3	3.0	20.0	0.7
柳沢ため池	赤保内字柳沢	0.7	1.5	30.0	0.8
第二大蛇ため池	道仏字大蛇	0.1	0.4	5.2	0.6
第一大蛇ため池	道仏字大蛇	0.8	2.2	84.5	1.0
浜久保ため池	道仏字浜久保	4.5	5.0	81.0	2.0
第一笹畑ため池	道仏字笹畑	0.8	1.4	21.0	0.7
第二笹畑ため池	道仏字笹畑	0.9	2.2	38.8	0.8
程熊ため池	道仏字笹畑	1.0	2.2	26.4	0.7
天当平ため池	道仏字天当平	0.6	1.4	23.8	2.0
天当ため池	道仏字藤沢	0.1	0.7	17.7	0.0
荒谷ため池	道仏字藤沢	0.6	1.8	19.0	0.8
藤沢ため池	道仏字藤沢	0.5	1.8	19.0	0.3
法師窪ため池	道仏字法師窪	0.1	1.0	13.2	0.7
大上ため池	道仏字大上	1.2	3.1	43.5	2.0
下桑木ため池	道仏字下桑木	1.5	1.7	42.0	2.5

鹿糠ため池	道仏字鹿糠	0.3	1.5	30.0	0.6
上桑木ため池	道仏字上桑木窪	0.5	1.5	20.5	0.3
平戸ため池	道仏字下桑木	0.6	3.0	31.0	0.6
石川ため池	道仏字下桑木	0.2	2.0	15.0	0.3
戸久世ため池	金山沢字伴蔵	1.0	3.0	30.0	0.3

10 道路注意箇所

(1) 一般県道

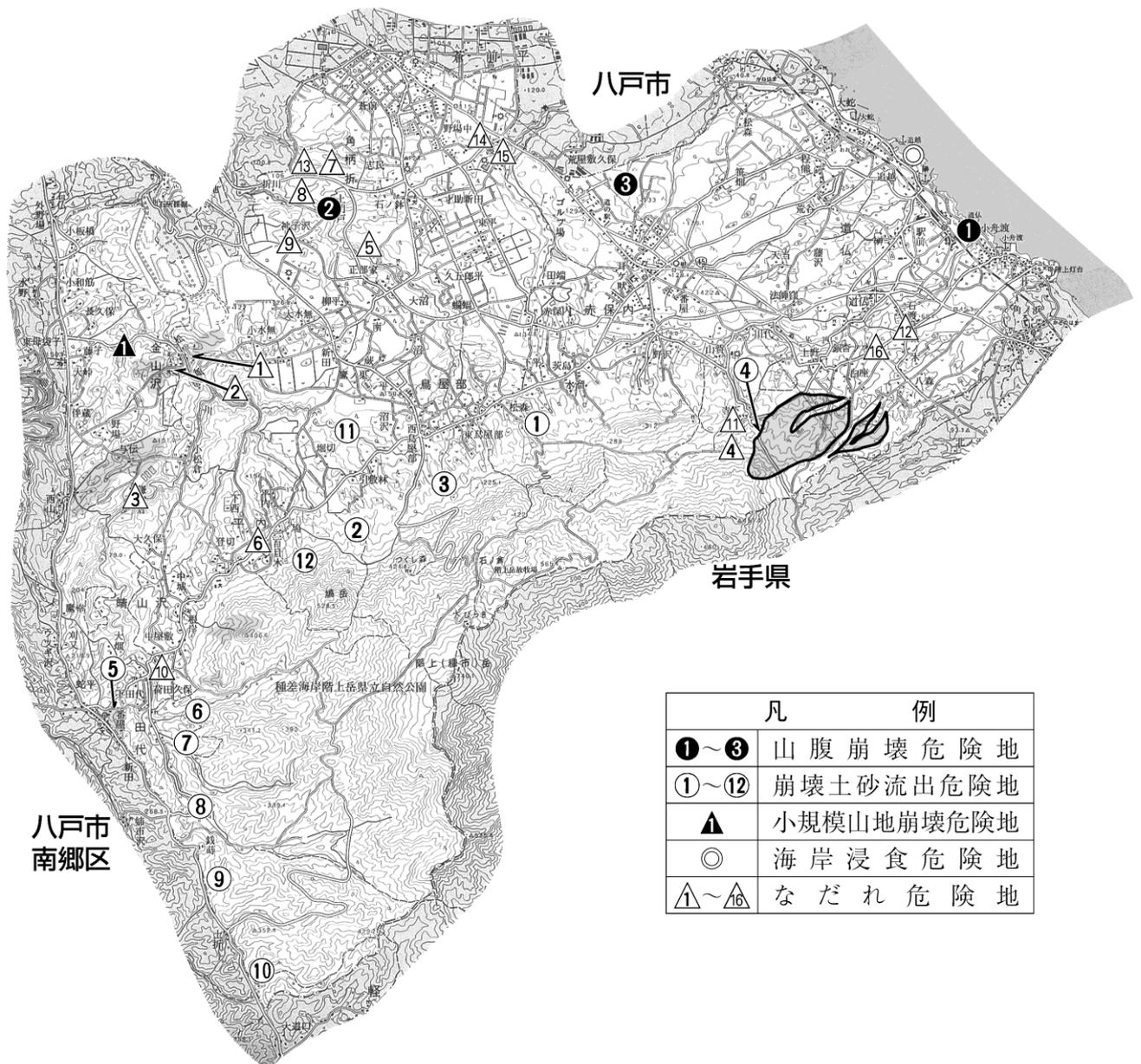
番号	路線名	所在地	距離標 (km)	危険 内容	延長 (m)	う回路 の有無	ラ ン ク			事業 区分	備考
							I	II	III		
1	名川・階上	晴山沢	22.37	落石 崩壊	20.0	有	1			維持 修繕	バス
2	名川・階上	田代	22.37	盛土	10.0	有	1			維持 修繕	バス
3	名川・階上	晴山沢	22.39	擁壁	80.0	有		1		維持 修繕	バス
4	名川・階上	晴山沢	22.52	落石 崩壊	10.0	有			1	維持 修繕	バス
5	名川・階上	平内	26.12	盛土	50.0	無	1			維持 修繕	バス
6	名川・階上	平内	26.12	擁壁	60.0	無		1		維持 修繕	バス
7	名川・階上	平内	27.32	盛土	40.0	無			1	維持 修繕	バス
8	名川・階上	平内	27.55	盛土	30.0	無			1	維持 修繕	バス
9	名川・階上	赤保内	31.13	地吹 雪	70.0	有		1		維持 修繕	バス
10	名川・階上	赤保内	31.50	地吹 雪	200.0	無			1	維持 修繕	バス
11	八戸・大野	田代	16.8	落石 崩壊	30.0	無		1		維持 修繕	バス

(2) 町道

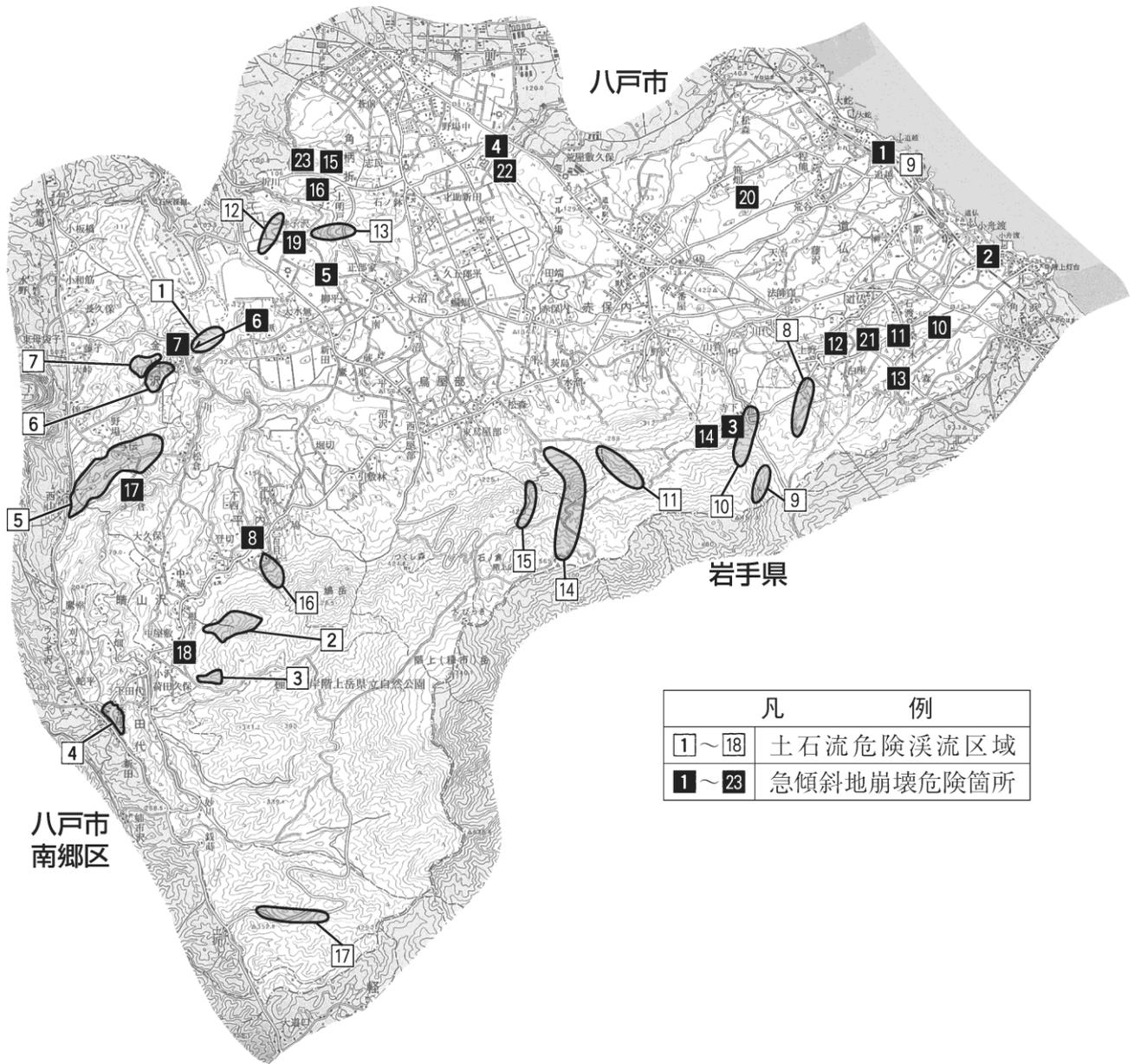
番号	路線名	所在地	距離標 (km)	危険 内容	延長 (m)	う回路 の有無	ラ ン ク			事業 区分
							I	II	III	
1	新田・石鉢	角柄折	1.63	落石 崩壊	20	有		1		維持 補修
2	新田・長久保	金山沢	2.37	落石 崩壊	38	有		1		維持 補修
3	新田・長久保	金山沢	2.44	落石 崩壊	64	有		1		維持 補修
4	新田・長久保	金山沢	2.55	落石 崩壊	27	有		1		維持 補修
5	新田・長久保	金山沢	3.36	落石 崩壊	29	有		1		維持 補修
6	新田・長久保	金山沢	3.44	落石 崩壊	27	有		1		維持 補修
7	新田・長久保	金山沢	3.78	落石 崩壊	135	有		1		維持 補修
8	登切・伴蔵	金山沢	1.59	落石 崩壊	104	有		1		維持 補修
9	登切・伴蔵	金山沢	1.74	落石 崩壊	50	有		1		維持 補修
10	登切・伴蔵	金山沢	2.42	落石 崩壊	95	有		1		維持 補修
11	上野・道仏	道仏	0.49	落石 崩壊	249	有		1		維持 補修
12	金山沢・小松倉	金山沢	0.84	落石 崩壊	52	有			1	維持 補修
13	金山沢・小松倉	金山沢	0.90	落石 崩壊	100	有		1		維持 補修
14	金山沢・小松倉	金山沢	1.38	落石 崩壊	100	有		1		維持 補修
15	駅前・小舟渡	道仏	0.47	盛土	50	有		1		維持 補修
16	正部家前～石鉢	角柄折	1.05	盛土	96	有		1		維持 補修
17	新田・平内	鳥屋部	0.99	盛土	156	有		1		維持 補修

18	新田・平内	平内	1.96	盛土	210	有		1		維持 補修
19	金山沢・野場	金山沢	1.15	盛土	54	有		1		維持 補修
20	法師窪・小舟渡線	道仏	3.98	擁壁	10	有		1		維持 補修
21	法師窪・小舟渡線	道仏	3.98	擁壁	45	有		1		維持 補修
22	新田・長久保	金山沢	2.58	擁壁	40	有		1		維持 補修
23	登切・伴蔵	金山沢	1.35	擁壁	86	有			1	維持 補修

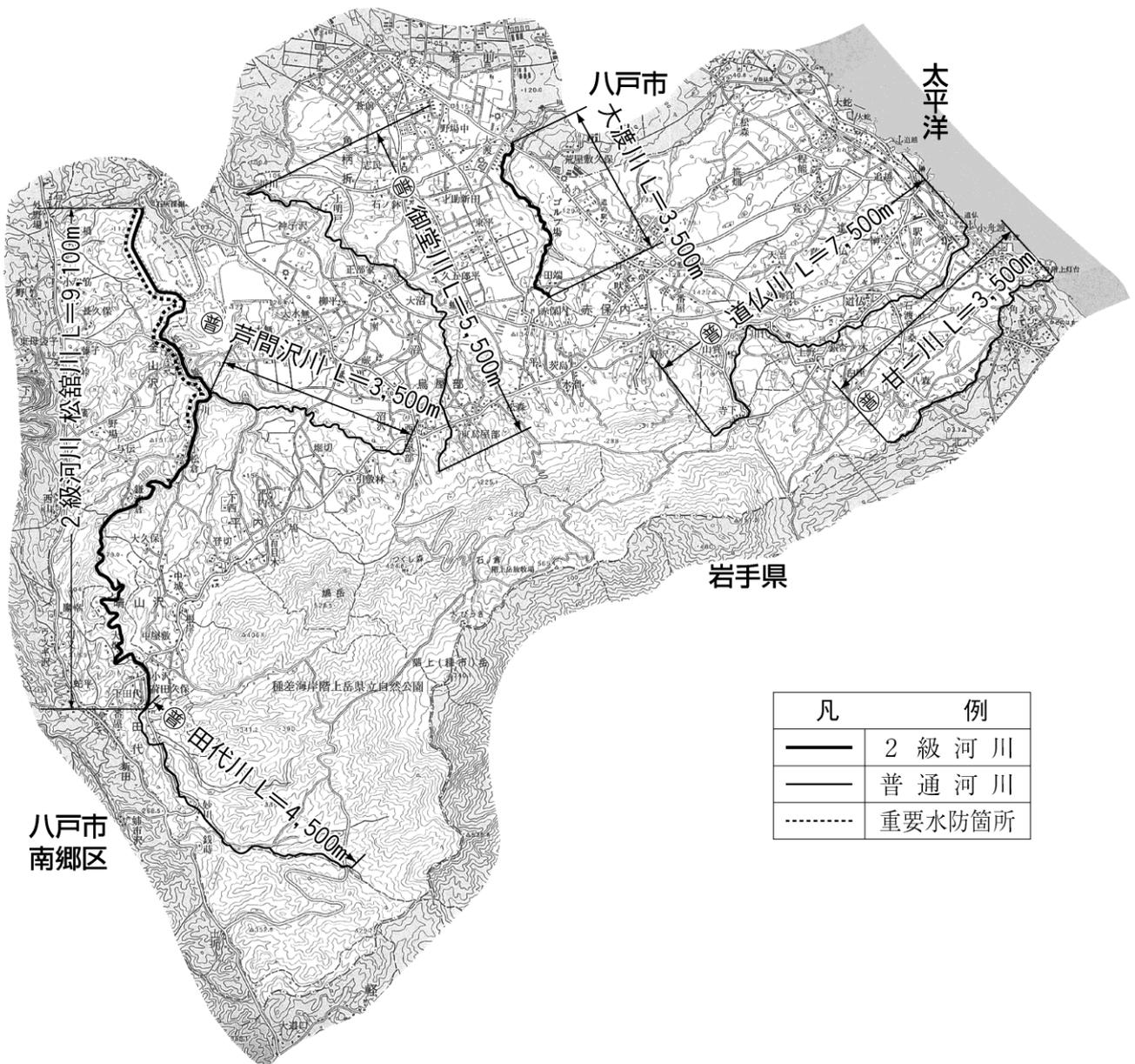
町内災害危険箇所等位置図（その1）



町内災害危険箇所等位置図（その2）



町内河川図



凡	例
——	2級河川
——	普通河川
-----	重要水防箇所

4-2 青森県重要水防箇所評定基準

種 別	重 要 度		要 注 意 区 間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
堤防高 (流下能力)	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤防断面	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅の2分の1未満の箇所。	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅に対して不足しているが、それぞれ2分の1以上確保されている箇所。	
法崩れ・すべり	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が未施工の箇所。	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が暫定施工の箇所。 法崩れ又はすべりの実績はないが、堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等からみて法崩れ又はすべりが発生するおそれのある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	
漏水	漏水の履歴があるが、その対策が未施工の箇所。	漏水の履歴があり、その対策が暫定施工の箇所。 漏水の履歴がないが、破堤跡又は旧川跡の堤防で、漏水が発生するおそれがある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	
水衝・洗掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部は損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工作物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が現況流下能力相当規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と現況流下能力相当規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）との差が堤防の余裕高に満たない箇所。	
工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防・破堤跡・旧川跡			新堤防で築造後3年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸閘			陸閘が設置されている箇所。

5 消防・水防

5-1 災害対策用施設・設備等の現況

1 水防施設・設備等

(平成30年4月1日現在)

倉庫名	倉庫所在地	備蓄主要機材数									
		ツルハシ	スコップ	掛矢	たこ槌	唐鋏	ペンチ	おの	のこぎり	かま	ハンマー
階上町	道仏字天当平1番地87	2	29	4			3		2	5	11
階上分署	道仏字耳ヶ吠31番地3	2	8	2			1	1	2	4	2
階上町消防団	道仏字天当平1番地87		46	7			7	7	5	7	1

備蓄主要機材数												発電機	照明具	携帯無線機	水防資機材管理担当者
震災七ツ道用具	鋼杭	丸太	空俵	麻袋 ビニール袋・	トブルーシー	ロープ	鉄線	もっこ	担棒	手押し車	その他				
				400	5					2		8	6	2	総務課長
4	31			100	2							2	4	2	分署長
					25	20						13	34	43	団長

※鋼杭については役場からの分署あずかり保管。

2 消防施設・設備等

(1) 整備状況

(平成30年4月1日現在)

種別	車両計	消防ポンプ車					消防用車両								
		普通車	タンク車	化学車	スノーケル車	はしご車	三点セット	救助工作車	山林工作車	救急車	指揮車	指令車	広報査察車		
消防署・団別															
八戸東消防署	7	1	1		1			1		1	1				1
階上分署	3	1	1							1					
町消防団	9		1								2				
計	19	8	3		1			1		2	3				1

種別	支援車	トラック	消防長車	起震車	小型動力ポンプ	消火栓	防火水槽
消防署・団別							
八戸東消防署		1					
階上分署							
町消防団		1			7	321	87
計		2			7	321	87

(2) 消防水利整備計画

(平成30年4月1日現在)

区	分	現有数	年 次 計 画					
			全体計画	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
消火栓	公設	321	5	1	1	1	1	1
	私設	8						
防火水槽	40 m ³ 未 満	4						
	40～100m ³ 未満	83						
	100 m ³ 以 上							
その他の水利								
計		416	5	1	1	1	1	1

※農業用水利（給水栓）23基あり 使用可

(平成30年4月1日現在)

区	分	八戸東消防署	階上分署
一般救助器具	かぎ付はしご	3	1
	三(二)連はしご	3	2
	ワイヤーはしご	1	
	空気式救助マット	1	
	救命索	2	
	救助用縛帯	6	1
	平担架		1
重量物排除用器具	油圧ジャッキ		
	油圧スプレッダー		
	可搬ウインチ	2	1
	マット型空気ジャッキ	1	
	大型油圧スプレッター	1	
切断用器具	油圧切断機		
	エンジンカッター	2	1
	ガス溶接機	1	
	チェーンソー	3	1
	空気切断機	1	
	空気鋸	1	
	大型油圧カッター	2	
	レシプロソー	1	1
破壊用器具	削岩機	1	
測定用器具	可燃性ガス検知器	2	2
	有毒ガス測定器		
	熱画像機	1	
自動体外式除細動器(AED)		2	2
呼吸保護用器具	空気呼吸器	12	8
	送排風機	1	1
隊員保護用器具	化学防護服	6	5
	耐熱服	7	
水難救護用器具	潜水器具(スーツ)	19	
	バランスングシャケット	8	
	水中ライト	6	
	救命ボート	2	
	船外機	2	

	水中通話装置	1	
山岳救助用器具	バケツ型担架	2	1
その他の救助用器具	投光器	7	4
	携帯拡声器	5	2
	携帯無線器	7	2
	緩降機	1	
	ロープ登降機械	1	
充電機		1	1
山林火災用背負ポンプ		9	5
発電機		3	2

4 海上災害対策施設・設備等

流出油防除資機材

平成30年4月1日現在

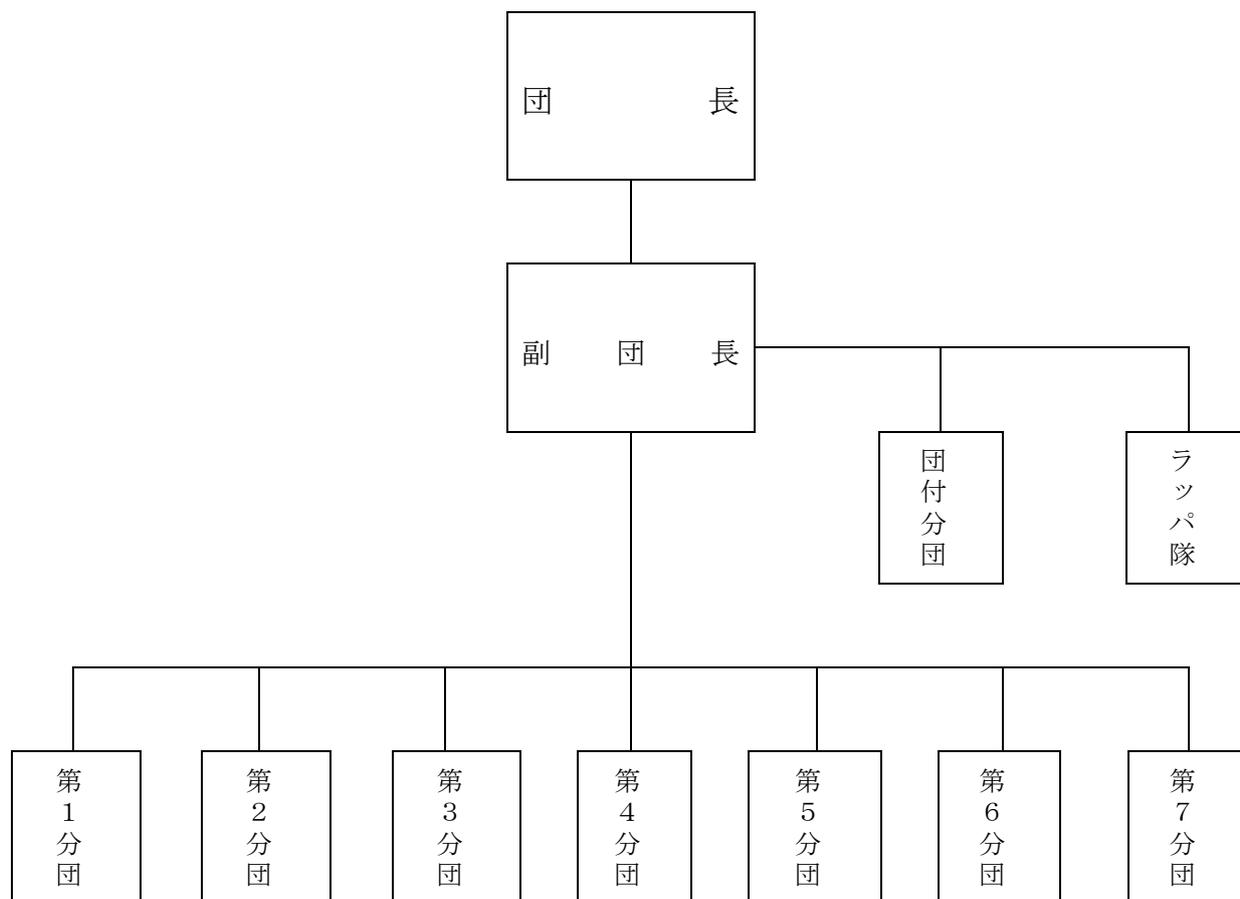
区 分	油 処 理 剤 (ℓ)	油 吸 着 剤 (kg)	油吸着マット (枚)	オイルフェンス (m)	備 考
階上漁業 協同組合				200	

5 その他施設・設備等

平成30年4月1日現在

区 分	トラック	ダンプトラック	ブルドーザー	トラクターショベル	パワーショベル	ショベルローダ	ログローダ	モーターグレーダ	クレーン車	ローラー	スクレーパー	ホイールタイプトラクター	浮グレーン	トレーラー	リフト車	作業車	パネル橋	締固機械
階上町	台 2	台 2	台	台	台	台 2	台	台 1	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台

5-2 消防団組織図



(平成30年4月1日現在)

分団名	屯所所在地	管轄区域
第1分団	道仏字鹿倉81番地2	小舟渡、道仏
第2分団	田代字馬場5番地7	田代、金山沢の一部
第3分団	鳥屋部字下屋敷1番地8	鳥屋部、角柄折
第4分団	道仏字横沢16番地17	榊、駅前、赤保内
第5分団	平内字長塚1番地1	平内、晴山沢、金山沢の一部
第6分団	道仏字浜久保28番地4	荒谷、大蛇、追越、耳ヶ吠西及び耳ヶ吠東
第7分団	角柄折字志民久保13番地5	石鉢、蒼前、野場中

6 情報の収集・伝達

6-1 町有無線設備

1 防災用無線（移動系）

〔平成30年4月1日現在〕

局 種	呼 出 名 称	設 置 ・ 保 管 場 所
指令局	ぼうさいはしかみ998	階上町役場 無線室
補助局	ぼうさいはしかみ996	八戸東消防署階上分署
陸上移動局（ML）	ぼうさいはしかみ101	第1分団ポンプ車（車載携帯型）
	ぼうさいはしかみ102	第2分団ポンプ車（車載携帯型）
	ぼうさいはしかみ103	第3分団ポンプ車（車載携帯型）
	ぼうさいはしかみ104	第4分団ポンプ車（車載携帯型）
	ぼうさいはしかみ105	第5分団ポンプ車（車載携帯型）
	ぼうさいはしかみ106	第6分団ポンプ車（車載携帯型）
	ぼうさいはしかみ107	第7分団ポンプ車（車載携帯型）
	ぼうさいはしかみ108	防災パトロール車（車載携帯型）
	ぼうさいはしかみ109	防災トラック車（車載携帯型）
	ぼうさいはしかみ110	防災活動車（車載携帯型）
	ぼうさいはしかみ201	総務課【団付分団】（新携帯型）
	ぼうさいはしかみ202	階上分署（新携帯型）
	簡易無線 （アナログ）	ぼうさいはしかみ301
ぼうさいはしかみ302		第2分団（簡易無線）
ぼうさいはしかみ303		第3分団（簡易無線）
ぼうさいはしかみ304		第4分団（簡易無線）
ぼうさいはしかみ305		第5分団（簡易無線）
ぼうさいはしかみ306		第6分団（簡易無線）
ぼうさいはしかみ307		第7分団（簡易無線）
ぼうさいはしかみ308		団付分団
ぼうさいはしかみ309		団長
ぼうさいはしかみ310		副団長
ぼうさいはしかみ311		副団長
ぼうさいはしかみ312		副団長

	ぼうさいはしかみ313	団付分団長
	ぼうさいはしかみ314	団付分団長
	ぼうさいはしかみ401	第1分団（簡易無線）
	ぼうさいはしかみ402	第2分団（簡易無線）
	ぼうさいはしかみ403	第3分団（簡易無線）
	ぼうさいはしかみ404	第4分団（簡易無線）
	ぼうさいはしかみ405	第5分団（簡易無線）
	ぼうさいはしかみ406	第6分団（簡易無線）
	ぼうさいはしかみ407	第7分団（簡易無線）
簡易無線 (デジタル)	ぼうさいはしかみ501	第1分団（簡易無線）
	ぼうさいはしかみ502	第2分団（簡易無線）
	ぼうさいはしかみ503	第3分団（簡易無線）
	ぼうさいはしかみ504	第4分団（簡易無線）
	ぼうさいはしかみ505	第5分団（簡易無線）
	ぼうさいはしかみ506	第6分団（簡易無線）
	ぼうさいはしかみ507	第7分団（簡易無線）
	ぼうさいはしかみ601	第1分団（簡易無線）
	ぼうさいはしかみ602	第2分団（簡易無線）
	ぼうさいはしかみ603	第3分団（簡易無線）
	ぼうさいはしかみ604	第4分団（簡易無線）
	ぼうさいはしかみ605	第5分団（簡易無線）
	ぼうさいはしかみ606	第6分団（簡易無線）
	ぼうさいはしかみ607	第7分団（簡易無線）
	ぼうさいはしかみ701	第1分団（簡易無線）
	ぼうさいはしかみ702	第2分団（簡易無線）
	ぼうさいはしかみ703	第3分団（簡易無線）
	ぼうさいはしかみ704	第4分団（簡易無線）
	ぼうさいはしかみ705	第5分団（簡易無線）
	ぼうさいはしかみ706	第6分団（簡易無線）
ぼうさいはしかみ707	第7分団（簡易無線）	

2 防災無線

(1) 親局 階上町役場

(2) 子局 次のとおり (すべてアンサーバック付き)

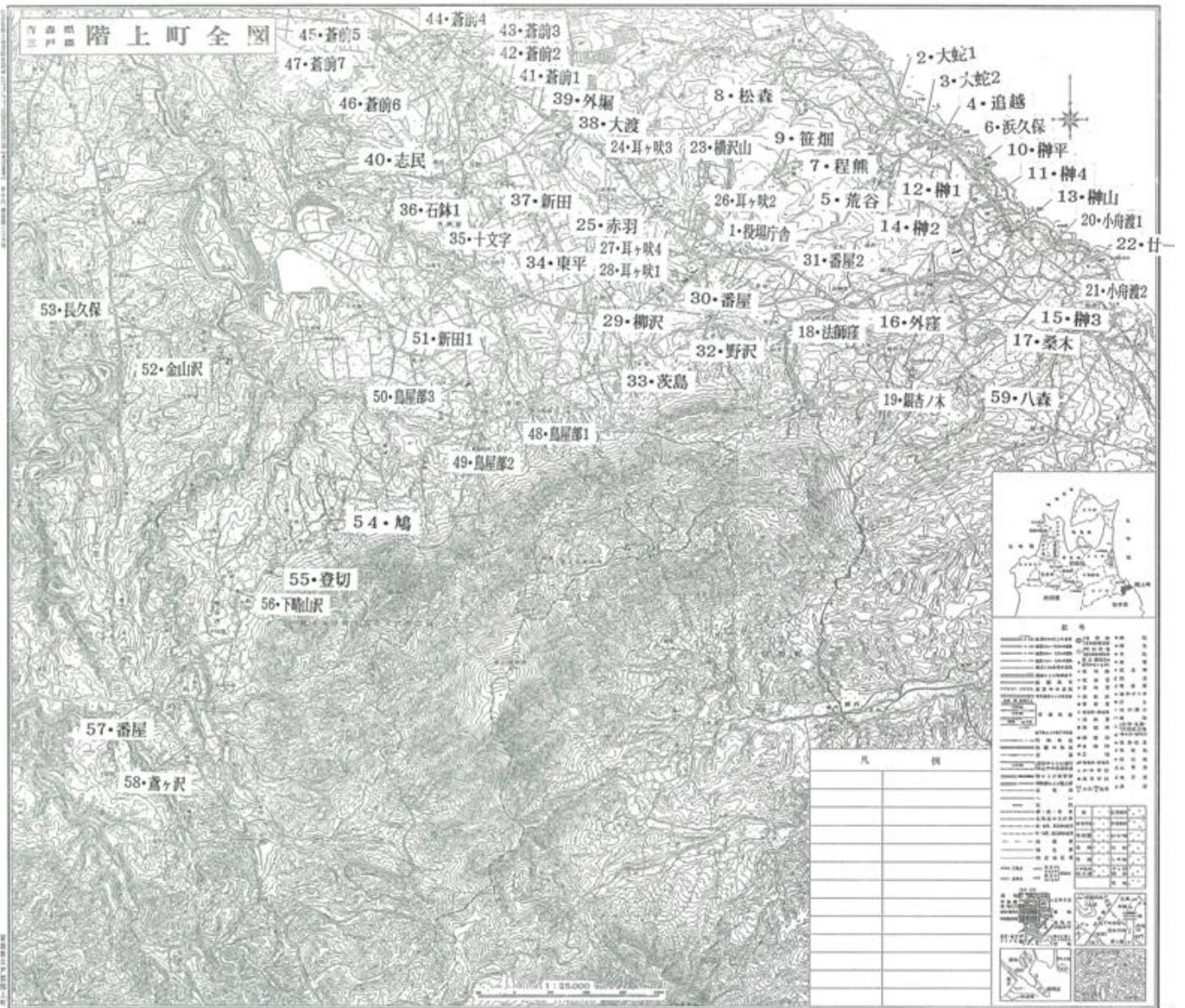
No.	子局名	所属行政区名	設置場所
1	役場庁舎	耳ヶ吠東	道仏字天当平1番地87
2	大蛇1	大蛇	道仏字大蛇216番地93
3	大蛇2	大蛇	道仏字大蛇217番地
4	追越	追越	道仏字浜久保15番地
5	荒谷	荒谷	道仏字荒谷14番地
6	浜久保	追越	道仏字浜久保28番地13
7	程熊	荒谷	道仏字程熊(町道)
8	松森	荒谷	道仏字松森25番地14
9	笹畑	荒谷	道仏字笹畑(町道)
10	榊平	追越	道仏字榊平5番地1
11	榊4	榊	道仏字榊山(町道)
12	榊1	榊	道仏字横沢33番地4
13	榊山	駅前	道仏字榊山11番地7
14	榊2	榊	道仏字向11番地1
15	榊3	榊	道仏字横沢2番地2
16	外窪	道仏	道仏字外窪(町道)
17	桑木	道仏	道仏字下桑木29番地2
18	法師窪	道仏	道仏字法師窪(町道)
19	銀杏ノ木	道仏	道仏字銀杏ノ木(町道)
20	小舟渡1	小舟渡	道仏字小舟渡11番地
21	小舟渡2	小舟渡	道仏字泉田窪38番地2
22	廿一	小舟渡	道仏字廿一2番地1
23	横沢山	耳ヶ吠東	道仏字横沢山1番地148
24	耳ヶ吠3	耳ヶ吠	道仏字耳ヶ吠3番地405
25	赤羽	耳ヶ吠	道仏字耳ヶ吠3番地3
26	耳ヶ吠2	耳ヶ吠	道仏字耳ヶ吠6番地551
27	耳ヶ吠4	赤保内	赤保内字外平1番地1
28	耳ヶ吠1	赤保内	赤保内字柳沢15番地2
29	柳沢	耳ヶ吠	赤保内字柳沢15番地232

30	番	屋	赤	保	内	赤保内字天当平1番地28		
31	番	屋	2	赤	保	内	道仏字耳ヶ吠(町道)	
32	野	沢	赤	保	内	赤保内字道仏道添1番地2		
33	茨	島	赤	保	内	赤保内字茨島(県道)		
34	東	平	石	鉢		角柄折字東平1番地51		
35	十	文	字	石	鉢	角柄折字東平4番地1		
36	石	鉢	1	石	鉢	角柄折字石鉢15番地		
37	新	田	石	鉢		角柄折字新田8番地		
38	大	渡	石	鉢		角柄折字大渡12番地13		
39	外	堀	石	鉢		角柄折字外堀(町道)		
40	志	民	石	鉢		角柄折字志民久保14番地3		
41	蒼	前	1	蒼	前	蒼前東三丁目6番地9		
42	蒼	前	2	蒼	前	蒼前東四丁目9番地229		
43	蒼	前	3	蒼	前	蒼前東一丁目9番地112		
44	蒼	前	4	蒼	前	蒼前西二丁目9番地188		
45	蒼	前	5	蒼	前	蒼前西五丁目9番地222		
46	蒼	前	6	蒼	前	蒼前西四丁目9番地217		
47	蒼	前	7	蒼	前	蒼前西六丁目(町道)		
48	鳥	屋	部	1	鳥	屋	部	鳥屋部字長嶺9番地1
49	鳥	屋	部	2	鳥	屋	部	鳥屋部字久保1番地1
50	鳥	屋	部	3	鳥	屋	部	鳥屋部字大鶴音1番地2
51	新	田	1	角	柄	折	角柄折字南平17番地20	
52	金	山	沢	金	山	沢	金山沢字大畑23番地3	
53	長	久	保	金	山	沢	金山沢字大峠38番地3	
54		鳩		平	内		平内字鳩10番地3	
55	登	切	平	内		平内字岳道3番地		
56	下	晴	山	沢	晴	山	沢	晴山沢字松長根3番地
57	番	屋	田	代		田代字庭野24番地10		
58	鳶	ヶ	沢	田	代	田代字鳶ヶ沢3番地14		
59	八	森	道	仏		道仏字八森7番地1		

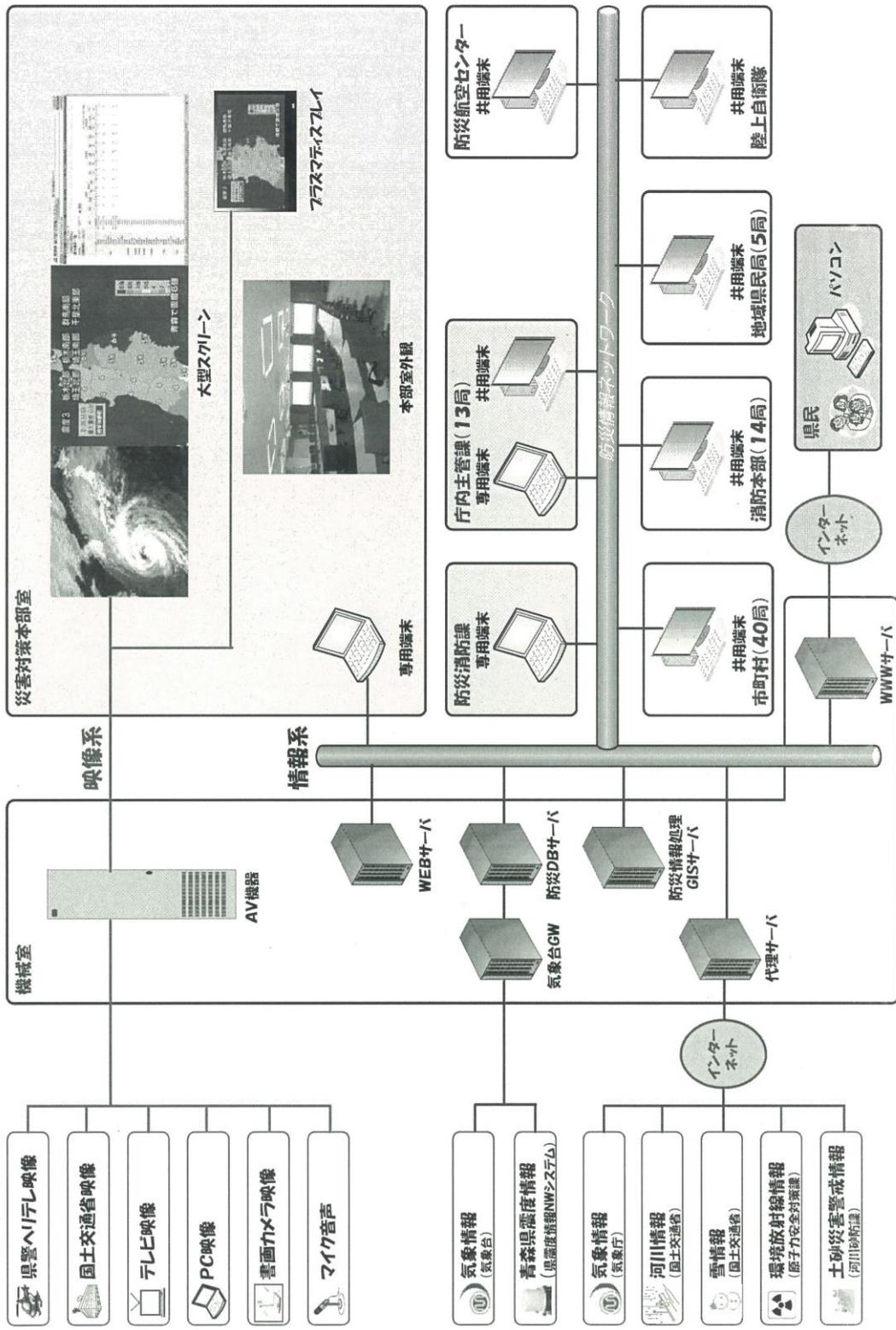
※ 呼出名称———ぼうさいはしかみこうほう

※ 電波型式———68.565MHz

戸別受信装置	鳥屋部 (41)、金山沢 (83)、平内 (21)、晴山沢 (42)、田代 (39)、角柄折 (46)、石鉢 (10)、赤保内 (40)、道仏 (48)、公共施設等 (35) 計405戸
--------	--



総合防災情報システム概念図



7 危険物

7-1 町内の危険物施設等

(平成30年4月1日現在)

1 石油類施設

(1) 屋内貯蔵所

(単位：ℓ)

事業所名	所在地	第一石油類	第二石油類	第三石油類
(有)中ペン塗装店	角柄折字平16	1,500	2,300	

(2) 地下タンク貯蔵所

(単位：ℓ)

事業所名	所在地	第一石油類	第二石油類	第三石油類
赤保内小学校	赤保内字耳ヶ吠6-1		3,000	
道仏中学校	道仏字蓬窪4番地7		3,000	
石鉢小学校	角柄折字石鉢4番地		3,000	
小舟渡小学校	道仏字廿一5番2		5,000	
青森県栽培漁業センター	道仏字榊平17番地1			40,000
階上町役場	道仏字天当平1番地87			10,000
特別養護老人ホーム見心園	赤保内字道仏道添21番地12			9,600
(有)板垣燃料店	蒼前東一丁目9番地910		30,000	
青森県栽培漁業センター	道仏字榊平17番地1			18,000
青森朝日放送株式会社 階上岳送信所	鳥屋部字行人36番地3		2,000	
キューピータマゴ株式会社 青森工場	道仏字石渡窪1番地11			20,000
道仏小学校	道仏字外窪21番地1			6,000
八戸液化ガス株式会社 階上配送センター	蒼前東二丁目9番地3280		200,000	

(3) 屋外貯蔵所

(単位：ℓ)

事業所名	所在地	第一石油類	第二石油類	第三石油類

(4) 給油取扱所

(単位：ℓ)

事業所名	所在地	第一石油類	第二石油類	第三石油類
株式会社ぱるじゃサービス階上給油所	道仏字耳ヶ吠33番地143	38,400	灯油 9,600 軽油 9,600	
階上漁業協同組合	道仏字榊山5番地61	10,074	9,500	
房間商店コスモ石油階上中央給油所	道仏字榊山9番地1	16,200	3,000	
R45階上SS(コスモ石油)	道仏字耳ヶ吠43番地46	24,000	灯油 4,800 軽油 9,600	

(5) 自家用給油取扱所

(単位：ℓ)

事業所名	所在地	第一石油類	第二石油類	第三石油類
八戸カントリークラブ	赤保内字大渡21番地27	597	597	
八戸ライセンススクール	蒼前東三丁目6番地225	6,700	2,800	
(有)千葉孝商運給油取扱所	道仏字耳ヶ吠30番地1		灯油 9,600 軽油20,000	

(6) 一般取扱所

(単位：ℓ)

事業所名	所在地	第一石油類	第二石油類	第三石油類
階上漁業協同組合	道仏字榊山5番地61		20,000	
寅谷商店	道仏字榊山10番地11		9,600	
(有)板垣燃料店	蒼前東一丁目9番地910		14,000	
ホームセンター かんぶん階上店	道仏字耳ヶ吠43番地335		29,900	
ローリー充填施設 八戸液化ガス株式会 社階上配送センター	蒼前東三丁目9番地3280		30,000	
株式会社コメリ	道仏字天当平1番地47		29,500	

第4類 第一石油類 (ガソリン) 97.4710

第4類 第二石油類 (軽油、灯油) 460.3970

第4類 第三石油類 (重油) 103,6000

2 液化石油ガス製造施設

名称	所在地	電話番号	タンク規模	備考
シナネン株式会社北 東北店八戸営業所	蒼前東一丁目9番地1141	88-2286	20 t × 1	充填所
八戸液化ガス株式会 社東充填所	道仏字耳ヶ吠33番地11	88-2777	20 t × 2	充填所

8 避難収容

8-1 指定避難所等

1 屋外避難所

地図 番号	避難場所	避難対象地域	避難経路	責任者
①	石鉢小学校校庭	石鉢、蒼前、野場中	町道、国道	区長
②	階上小学校校庭	鳥屋部、角柄折、金山沢	町道、県道	区長
③	赤保内小学校校庭	赤保内、耳ヶ吠東、耳ヶ吠西	町道、県道、国道	区長
④	大蛇小学校校庭	大蛇、荒谷、追越	町道、県道	区長
⑤	道仏小学校校庭	榊、道仏	町道、県道、国道	区長
⑥	小舟渡小学校校庭	小舟渡	町道	区長
⑦	階上中学校校庭	赤保内、耳ヶ吠東、耳ヶ吠西	町道、県道、国道	区長
⑧	道仏中学校校庭	榊、駅前、小舟渡	町道、県道、国道	区長
⑨	役場庁舎駐車場	赤保内、耳ヶ吠東、耳ヶ吠西、荒谷、大蛇、追越	町道、県道、国道	区長
⑩	わっせ交流センターグラウンド	晴山沢、平内	県道	区長
⑪	金山沢水郷館グラウンド	金山沢	町道沿い、県道	区長

2 屋内避難所

(1) 町内各小中学校

地図 番号	学校名	避難地域	所在地	電話番号	避難 可能 面積 (講堂)	一時収容 人数 (1人あ たり2 ㎡)	給水・炊飯施設の有無		緯度経度
							給水	炊飯	
①	石鉢小学校	石鉢・蒼前・野場中	字石鉢	88-2703	659 ㎡	480 人	有	有	N 40° 27' 35" E141° 34' 41"
②	階上小学校	鳥屋部・角柄折・金山沢・晴山沢・平内	字大鶴音	88-3122	454	320	有	有	N 40° 26' 09" E141° 34' 40"

③	赤保内小学校	赤保内・耳ヶ吠東・耳ヶ吠西・荒谷・大蛇・追越	字耳ヶ吠	88-2019	701	540	有	有	N 40° 27' 00" E141° 36' 53"
④	大蛇小学校	荒谷・大蛇・追越	字大蛇	89-2221	593	410	有	有	N 40° 28' 06" E141° 34' 04"
⑤	道仏小学校	榑・駅前・道仏・小舟渡	字外窪	89-2015	555	450	有	有	N 40° 26' 54" E141° 39' 11"
⑥	小舟渡小学校	小舟渡	字廿一	89-2343	506	400	有	有	N 40° 27' 04" E141° 40' 48"
⑦	階上中学校	赤保内・耳ヶ吠東・耳ヶ吠西	字柳沢	88-2018	743	650	有	有	N 40° 26' 55" E141° 36' 47"
⑧	道仏中学校	榑・駅前・道仏・小舟渡	字蓬窪	89-2121	1,080	890	有	有	N 40° 27' 08" E141° 39' 24"

(2) 公民館・集会所等

地図番号	施設名	避難地域	所在地	電話番号	避難可能面積 (講堂)	一時収容人数 (1人あたり2 ㎡)	給水・炊飯施設の有無		緯度経度
							給水	炊飯	
①	蒼前集会所	石鉢・蒼前・野場中	蒼前西三丁目		㎡ 198	人 90	有	有	N 40° 28' 34" E141° 34' 31"
②	石鉢ふれあい交流館	石鉢・蒼前・野場中	蒼前東七丁目	80-1671	473	230	有	有	N 40° 27' 59" E141° 34' 46"
③	新田集会所	角柄折・鳥屋部・金山沢	字新田		117	50	有	有	N 40° 26' 29" E141° 33' 51"
④	中央体育館	鳥屋部・角柄折・金山沢	字狐平	88-4084	850	420	有	無	N 40° 25' 55" E141° 34' 39"
⑤	耳ヶ吠東集会所	赤保内・耳ヶ吠東・耳ヶ吠西	字耳ヶ吠		128	60	有	有	N 40° 27' 29" E141° 37' 04"

6	赤保内集会所	赤保内・耳ヶ吠東・耳ヶ吠西	字 耳ヶ吠	88-2861	165	80	有	有	N 40° 27' 09" E141° 36' 54"
7	町民体育館	赤保内・耳ヶ吠東・耳ヶ吠西・荒谷・大蛇・追越	字 天当平	88-2821	1173	510	有	無	N 40° 27' 13" E141° 37' 22"
8	ハートフルプラザ・はしかみ	赤保内・耳ヶ吠東・耳ヶ吠西・荒谷・大蛇・追越	字 天当平	88-2522	603	300	有	有	N 40° 27' 11" E141° 37' 22"
9	道仏公民館	道仏・榊・駅前・小舟渡	字 横沢	89-2110	278	130	有	有	N 40° 27' 12" E141° 39' 42"
10	道仏交流センター	道仏・榊・駅前・小舟渡	字 横沢	87-3322	420	200	有	無	N 40° 23' 29" E141° 31' 42"
11	森の交流館	鳥屋部・角柄折・金山沢	字 行人	88-4588	176	80	有	有	N 40° 25' 39" E141° 34' 43"
12	わっせ交流センター	晴山沢・平内・田代	字 上道	88-2709	758	379	有	有	N 40° 24' 47" E141° 32' 46"
13	大蛇三地区集会所	荒谷・大蛇・追越	字 大蛇		188	99	有	有	N 40° 28' 03" E141° 38' 55"
14	金山沢水郷館	金山沢	字 大畑	88-4101	378	250	有	有	N 40° 26' 21" E141° 32' 20"
15	階上町役場	赤保内・耳ヶ吠西・耳ヶ吠東	字 天当平	88-2111	207	100	有	有	N 40° 27' 09" E141° 37' 15"
16	田代集会所	田代・晴山沢・平内	字 蛇平		110	50	有	有	N 40° 23' 53" E141° 31' 35"

(2) 福祉避難所

番号	避難場所	所在地
1	特別養護老人ホーム 見心園	赤保内字道仏道添21番地12
2	デイサービスセンター 臥牛苑	角柄折字餅栗久保4番地1
3	デイサービスセンター かっこうの森	蒼前西3丁目9番地153
4	グループホーム はしかみ苑	蒼前西7丁目9番地407
5	グループホーム いちょうの郷	赤保内字柳沢15番地269
6	グループホーム ゆとり	蒼前東6丁目9番地181
7	有料老人ホーム つばさ	蒼前西6丁目9番地1930
8	有料老人ホーム フォーリーフ	道仏字耳ヶ吠30番地34
9	デイサービスセンター ありがとう	赤保内字柳沢15番地343
10	有料老人ホーム ともなが草	蒼前西6丁目9番地3218
11	有料老人ホーム おひさま	蒼前西6丁目9番地3214
12	小規模多機能型居宅介護事業所 あすなろの里	角柄折字志民久保12番地68
13	ホープフル のぎく園	金山沢字道合3番地4
14	バンビーニ	蒼前東1丁目9番地1794
15	デイサポート 夢	蒼前東1丁目9番地1794
16	ネオナート	蒼前東1丁目9番地3027

3 一時避難所（観光施設）

番号	避難場所	所在地
1	道の駅はしかみ	道仏字耳ヶ吠3番地3
2	フォレストピア階上	鳥屋部字大柿1番地2
3	はしかみハマの駅あるでい〜ば	道仏字大蛇203番地208

4 津波緊急避難場所

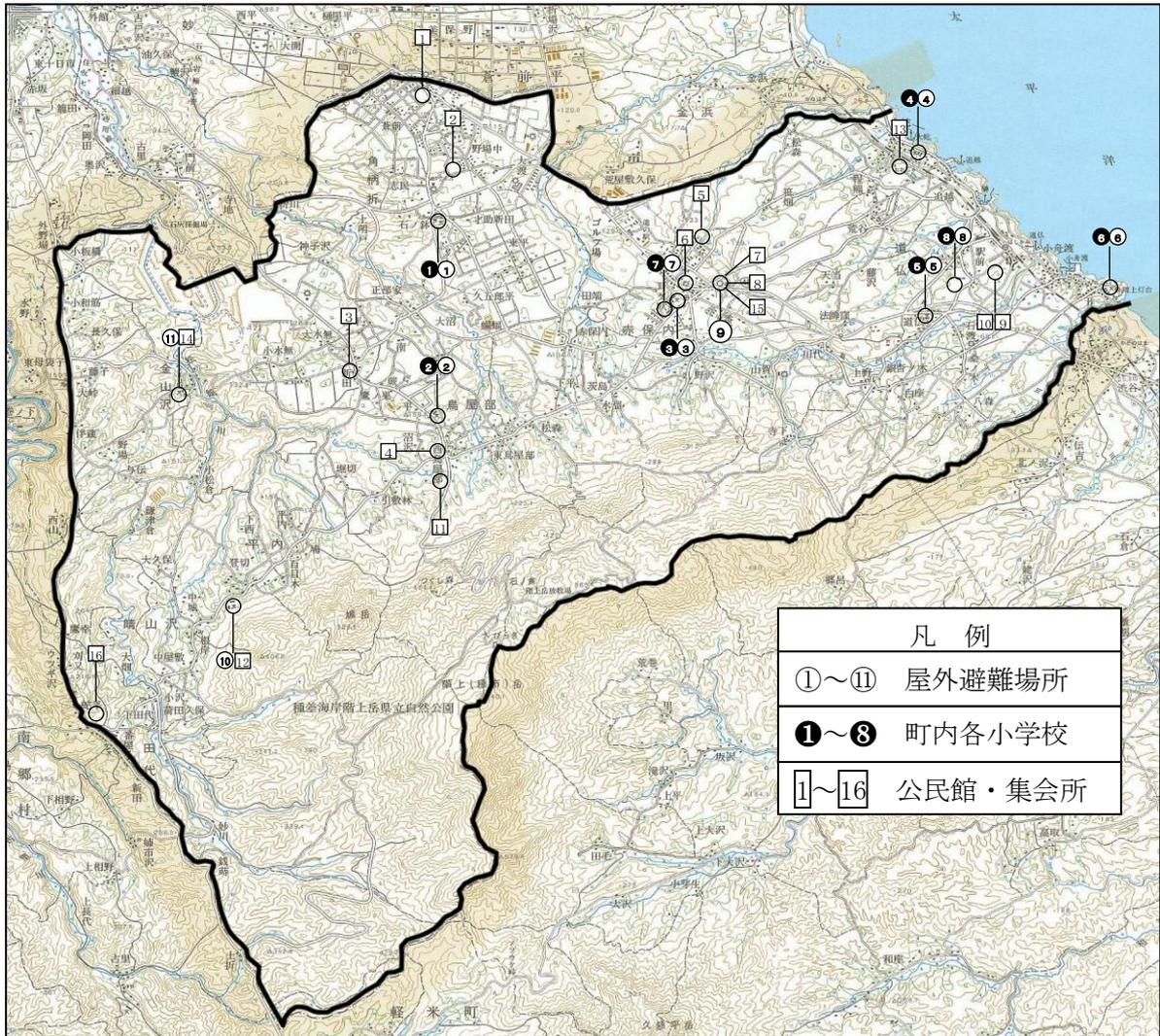
番号	緊急避難場所	所在地
1	大蛇1	道仏字大蛇193番地26
2	大蛇2	道仏字大蛇129番地9
3	アスナ公園	道仏字浜久保33番地4
4	二ノ窪	道仏字浜久保11番地3
5	榊平	道仏字榊平4番地67

6	道仏公民館	道仏字横沢15番地4
7	第1分団屯所	道仏字鹿倉81番地2
8	沢前戸	道仏字沢前戸1番地1

5 停電時緊急避難場所（ソーラー照明灯設置施設）

番号	避難場所
1	ハートフルプラザ・はしかみ
2	階上中学校
3	道の駅はしかみ
4	ふれあい交流館
5	フォレストピア前駐車場

避難所位置図



9 医療救護

9-1 町内医療機関

名 称	診 療 科 目	所 在 地	電話番号
小松内科医院	内科・循環器科・消化器科・リハビリ科	道仏字天当平1番地189	88-5515
みうらクリニック	内科・小児科・外科	蒼前西三丁目9番地3170	80-1212
あこう歯科医院 階上歯科診療所	歯科	道仏字榊山10番地215	89-2955
柏崎歯科	歯科	道仏字耳ヶ吠3番地537	80-1182
蒼前歯科	歯科	蒼前西七丁目9番地1072	80-1188

10 緊急輸送

10-1 ヘリコプター発着場所

名 称	所 在 地	電話番号	面 積 (㎡)	備 考
小舟渡広場	道仏字廿一	88-2111	12,657	

1 1 調達・供給**1 1 - 1 調達物資の集積場所**

名 称	管理責任者	電話番号	施設の概況	配 分 対 象 区 域
森の交流館	産業振興課長	88-2864	木造平屋建	角柄折、金山沢、田代、晴山沢、平内、鳥屋部
石鉢ふれあい交流館	館長	80-1671	鉄筋コンクリート造・二階建	石鉢、野場中、蒼前
ハートフルプラザ・はしかみ	指定管理者	88-2522	鉄筋コンクリート造・二階建	赤保内、耳ヶ吠西、耳ヶ吠東、荒谷、大蛇、追越
道仏公民館	館長	89-2110	鉄筋コンクリート造・二階建	榊、駅前、道仏、小舟渡

11-2 炊き出し実施場所

	実 施 場 所	炊き出し対象 地 域	炊き出し 能力(食)	器材等の 整備状況	炊き出し 実施班の 構 成
1	蒼 前 集 会 所	石鉢・蒼前・野場 中	500	釜・食器類	婦人会等
2	石 鉢 ふ れ あ い 交 流 館	石鉢・蒼前・野場 中	800	釜・食器類	婦人会等
3	森 の 交 流 館	鳥屋部・角柄折・ 金山沢	800	釜・食器類	婦人会等
4	新 田 集 会 所	角柄折・金山沢	300	釜・食器類	婦人会等
5	田 代 集 会 所	田代	500	釜・食器類	婦人会等
6	学 校 給 食 セ ン タ ー	町内全域	2,000	釜・食器類	婦人会等
7	ハートフルプラザ・はしかみ	赤保内・耳ヶ吠 西・耳ヶ吠東・荒 谷・大蛇・追越	1,000	釜・食器類	婦人会等
8	道 仏 公 民 館 ・ 道 仏 交 流 セ ン タ ー	榊・駅前・道仏・ 小舟渡	1,000	釜・食器類	婦人会等
9	道 仏 集 会 所	道仏	500	釜・食器類	婦人会等
10	小 舟 渡 集 会 所	小舟渡	800	釜・食器類	婦人会等
11	わ っ せ 交 流 セ ン タ ー	晴山沢・平内・田 代	1,100	釜・食器類	婦人会等
12	大 蛇 三 地 区 集 会 所	荒谷・大蛇・追越	1,500	釜・食器類	婦人会等
13	金 山 沢 水 郷 館	金山沢	500	釜・食器類	婦人会等

1 2 廃棄物

1 2 - 1 ごみ・し尿処理施設

1 ごみ処理施設

施設名	管理者	処理能力	処理方法
八戸リサイクルプラザ	事務組合管理者	171.09 t / 5 h	破碎と選別
八戸清掃工場	事務組合管理者	450 t / 日	選別と焼却

2 し尿処理施設

(7) 八戸環境クリーンセンター

施設名	第一処理場	第二処理場
所在地	八戸市八太郎六丁目9番44号	八戸市八太郎六丁目9番44号
処理能力	180kl / 日 (浄化槽汚泥)	130kl / 日 (し尿)
処理方式	直接脱水	標準脱窒素処理・高度処理 (凝集沈殿、オゾン酸化) (砂ろ過、活性炭吸着)

13 文教

13-1 学校施設の状況及び代替予定施設

(平成30年5月1日現在)

学校名	所在地	教室数	応急教室数 (特別教室等)	教員数 (人)	児童生徒数 (人)	屋内体育施設 面積 (㎡)	応急の教育 時収容 可能人員 数(人)	代替予定 施設
階上小学校	字大鶴音1番地2	4	1	8	12	651	160	赤保内小学校、階上中学校
石鉢小学校	字石鉢14番地2	11	2	24	227	976	280	階上小学校、階上中学校
赤保内小学校	字耳ヶ吹6番地1	8	5	17	178	1,087	240	階上小学校、階上中学校
道仏小学校	字外窪21番地1	7	1	13	49	915	320	小舟渡小学校、道仏中学校
大蛇小学校	字大蛇30番地1	4	3	9	40	825	200	道仏小学校、道仏中学校
小舟渡小学校	字廿一2番地1	4	1	9	24	802	200	道仏小学校道仏中学校
階上中学校	字柳沢15番地2	9	4	29	245	1,314	520	石鉢小学校、赤保内小学校、道仏中学校
道仏中学校	字蓬窪4番地7	4	6	14	92	1,799	520	道仏小学校階上中学校

※最新の情報については、教育委員会で把握する情報を参考とする。

14 その他

14-1 災害の記録

発生年月日	災害名	災害の状況
昭 8. 3. 3	地震・津波 (三陸津波)	午前2時31分頃北日本一帯に強震があり、同時に三陸沿岸に波頭1丈8尺(5m43)に及ぶ津波の来襲があった。本村でも死者1名、傷者14名、行方不明2名、家屋の流失58棟、倒壊29棟、船舶の流失116隻、破損42隻という大被害を受けた。
8.10.26	降雪	午後2時頃約10分間にわたって時ならぬ降雪があり、農作物に大きな被害を受けた。
14. 5. 3	火災	午後7時30分小舟渡部落に於て出火し、48棟全焼す。
33. 9. 26 27	集中豪雨	台風22号の接近で多量の降雨があり、(八戸地方165mm)田代川の橋は殆んど押し流され、収穫を控えた農作物に大きな被害を与えた。
35. 5. 24	地震・津波 (チリ)	5月23日日本時間4時11分に南米チリ沿岸で発生したマグニチュード8.8の地震により、翌24日の午前4時頃から北海道・三陸沿岸に大津波が襲った。八戸市では最高5.8mの波高を記録。 当町では、漁船、漁網の被害甚大。住家床下浸水3棟、非住家浸水5棟。
40. 9. 4	ひょう害	午後1時頃雷雨の発生とともに直径1～4cmの降ひょうがあり葉たばこ9.3ha、その他の作物8.2ha約3,000千円の被害があった。
41. 6. 29	台風4号	台風の中心は本村には上陸しなかったが多量の降雨があり、次のように被害があった。……農作物・水稲20ha3,940千円、農地・溜池1か所300千円、農業施設2か所600千円、道路1か所900千円。
41.10.13 14	集中豪雨	県下全域にわたって低気圧の影響で2日間にわたり多量の降雨があり次のような被害があった。……床下浸水16棟、りんご12ha460千円、農業施設・頭首工1か所、水路2か所2,000千円。
42. 9. 21 22	長雨豪雨	床上浸水4棟、道路6か所7,900千円、水産物15,000千円。
43. 5. 16	地震・津波 (十勝沖)	北海道・東北一帯を襲ったマグニチュード7.8震度5の強い地震があり田畑に大きな爪あとを残した。また約2mの津波の襲来もあって大混乱をきたした。損害次のとおり。

		……農地5,220千円、農用施設1,750千円、畜産関係920千円、林業関係4,230千円、水産関係56,960千円、土木関係3,020千円、漁港関係7,000千円、学校施設4,630千円、住宅・商品等12,000千円。
昭49. 5. 13 14	火 災	13日午前11時55分頃、田代字下上の山林から出火。 14日午前11時00分鎮火。焼損面積 山林281ha。 損 害 額 219,850千円。
52. 2. 15 16	豪 雪	15日夜から翌朝にかけて50cmの降雪、40年ぶりの記録的な大雪で積雪量1mを越す。鶏舎、養蚕施設、中央公民館など15棟が全半壊する。 損害額12,680千円。
56. 8. 23	台 風 15 号	朝から強風であったが午後1時頃の吹き返しによる被害が多く、住家、林業、農作物に大きな損害を与えた。 損害額は次のとおり。……農作物388,110千円、林業43,450千円、農用施設18,340千円、住家15,160千円、学校施設1,650千円。
57. 5. 20 21	豪 雨	5月20日から21日にかけての二ツ玉低気圧の影響で雨量203.5mmという豪雨により道路の決壊、土砂崩、河川の河岸決壊、農地への流水、冠水、住家の一部破損、床上・床下浸水等大きな被害を受けた。 住 家 被 害 一部破損1棟 床上浸水1棟 床下浸水6棟 付属家等浸水10棟 農 地 被 害 田の流失等 14ha、冠水55ha 畑の冠水153ha 教育関係被害 金山沢小学校等5校 土木関係被害 町内35か所 河川関係被害 松館川、道仏川の河岸決壊21か所 などで被害金額 教 育 施 設 4,380千円 農 林 水 産 施 設 132,000千円 土 木 施 設 1,489,000千円 (うち県管理松館川 分680,000千円) 水 道 施 設 230千円 農 産 被 害 21,850千円 畜 産 被 害 7,112千円 水 産 被 害 6,660千円 そ の 他 被 害 900千円
昭57. 9. 12	台 風 18 号	台風の影響により雨量122mmの豪雨により道路の決壊、河川の河岸決壊、榊山地区の床上・床下浸水等の被害を受ける。 床上浸水5棟、床下浸水22棟、道路の決壊15か所、河川決壊4か所で被害総額77,794千円。

58. 4. 27 28	火 災	強風、異常乾燥注意報の中、隣接する南郷村島守地区で発生した火災が、本町の金山沢地区の山林に飛び火。2日間にわたる大火となり、林野18ha、非住家1棟を焼失し、総額10,423千円にのぼる被害を受けた。
平 2. 9. 20 10. 26 4 11. 5	台 風 19 号 集 中 豪 雨	台風及び記録的な集中豪雨が相次いで発生し、蒼前、駅前地区で床上、床下浸水、農地の流失、冠水、道路、河川の決壊などの被害を受けた。 床上2棟、床下24棟、農地の流失、決壊は25箇所、道路4箇所、河川3箇所等が決壊し、被害総額107,351千円の損害を受けた。
3. 9. 28	台 風 19 号	台風の暴風により、住家、農業施設、農作物に大きな被害を受けた。損害額は、農作物19,052千円、たばこハウス、ビニールハウスなど農業施設5,400千円、住家2,400千円となっている。
5. 7. 28 29	大 雨	台風5号から変わった低気圧と梅雨前線による大雨により、河川3か所の決壊等により21,000千円の被害を受けた。
6. 2. 17 22	融 雪	2月17日から22日にかけての高温による融雪と低気圧の通過に伴う雨により、河川護岸の決壊6か所、道路法面の崩壊1か所で、被害総額86,000千円。
6. 9. 15 22	大 雨	前線の通過に伴う大雨により、農地の流失、道路、河川等の決壊などの被害を受けた。 道路7か所、河川4か所、水路2か所で、168,742千円の被害を受けた
6. 12. 28 7. 1. 7	地 震 (三陸はるか沖)	12月28日の午後9時19分に発生したマグニチュード7.5震度6の三陸はるか沖地震及び翌年1月7日のマグニチュード6.9震度5の余震は青森県東南部の地域を中心に大きな被害をもたらした。 負傷者8名、家屋半壊35棟、一部破損431棟等 土木施設被害 18,695千円 教育施設被害 4,500千円 その他の公共施設被害 20,571千円
7. 8. 5 7	大 雨	停滞前線に伴う大雨により3か所の河川護岸の決壊で、40,000千円の被害。
10. 8. 28 29	豪 雨	二日間にわたる豪雨により、田の流失、道路、河川等に17,766千円の被害があった。
11. 10. 27 28	豪 雨	二日間で141mmの豪雨により、田畑の流失、道路19か所、河川10か所、水路14か所等が決壊し、総額277,500千円の被害を受けた。

18. 10. 8	高潮・高波	発達した低気圧による高潮・高波による被害甚大。
23. 3. 11	地震・津波 (東日本大震災)	<p>午後2時46分頃に発生した震度5強の東北地方太平洋沖地震は、我が国観測史上最大のマグニチュード9.0を記録し、この地震により発生した巨大津波は、全国の太平洋側のほぼ全域に來襲し、特に三陸地方の各地では内陸部まで押し寄せ多くの貴い人命を奪い去るなど、未曾有の大災害(東日本大震災)をもたらした。</p> <p>(当町での被害状況：被害額13億3,600万円)</p> <p>人的被害 なし</p> <p>建物被害 全壊74棟、 大規模半壊8棟 半壊8棟 一部損壊2棟</p> <p>公共施設被害 大蛇集会所全壊 漁業集落排水処理場浸水 東部海産物加工施設全壊 簡易加工センター半壊 防災無線柱1基全壊 公衆トイレ半壊1棟、一部損壊2棟 体育館一部損壊2棟 公民館等一部損壊3棟 学校一部損壊5校 など</p> <p>漁港被害 4漁港で臨港道路、用地舗装、泊地 浚渫、護岸、防波堤など</p> <p>漁港関連施設 荷捌所半壊、冷蔵庫・氷蔵庫浸水半 壊、地上A重油タンク浸水半壊、漁 具倉庫半壊9棟、巻上機全壊11基、 種苗施設全壊1棟 など</p> <p>漁船被害 流出53隻、沈没15隻、損壊56隻</p> <p>その他の被害 漁具、漁場、水産物、生乳被害等</p>

階上町地域防災計画【資料編】

令和2年3月修正

作成・発行 階上町防災会議 階上町
〒039-1201 階上町大字道仏字天当平1番地87
TEL 0178-88-2111(代表) FAX 0178-88-2117